

総行行第430号  
令和7年9月5日

各都道府県会計管理者  
各都道府県財政担当部長  
各都道府県契約担当部長  
各都道府県庁舎・公共施設担当部長  
各都道府県市区町村担当部長  
各指定都市会計管理者  
各指定都市財政担当局長  
各指定都市契約担当局長  
各指定都市庁舎・公共施設担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の  
改正について（通知）

標記の件について、別添のとおり、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長から当職あてに、  
「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正に係る周知に  
関する依頼がありました。

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務については、これまでも、「ビルメンテナンス業務に  
係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成27年6月10日健発0610第4号厚  
生労働省健康局長通知。以下「ガイドライン」という。）を踏まえて適切に対応されるよう周知し  
てきたところですが、今般、厚生労働省においては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実  
行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）や「労務費の適切な転嫁のための価格交  
渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）を踏まえて、ガイドライン  
を改正したところです。

ついては、ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務を処理するに当たっては、改正後のガイ  
ドラインを十分に踏まえて、貴団体における庁舎等の管理業務に係る委託契約等を担当する庁舎  
等管理部局と、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、予算執行を総括する財政担当部  
局等の関係部局間において必要な連携を図り、適切に対応されるようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願いま  
す。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術  
的な助言であることを申し添えます。

健生衛発 0905 第 1 号  
令和 7 年 9 月 5 日

総務省自治行政局行政課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の  
改正について（通知）

ビルメンテナンス業務の公共調達に係る発注関係事務については、都道府県や市町村等  
に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平  
成 27 年 6 月 10 日健発 0610 第 5 号厚生労働省健康局長通知別添。以下「ガイドライン」と  
いう。）を活用して実施するよう依頼していますが、今般、ガイドラインを改正し、別添  
のとおり各都道府県知事あてに通知を発出いたしました。

本改正ガイドラインに基づく対応を適切に実施するためには、契約担当課のみならず、  
庁舎管理部局や財政担当部局も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要がありま  
す。

つきましては、各都道府県及び各市町村等において本改正ガイドラインの趣旨が徹底さ  
れるよう、特段の御配慮をお願いします。

（添付資料）

別添：「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の  
改正について（令和 7 年 9 月 5 日健生発 0905 第 9 号各都道府県知事及び各市区  
町村の長あて健康・生活衛生局長通知）

各都道府県知事 }  
各市区町村の長 } 殿  
(会計担当課及び契約担当課扱い)

厚生労働省健康・生活衛生局長  
(公印省略)

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の  
改正について(通知)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」(令和7年6月13日閣議決定)では、「中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、(中略) 原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。」こととされています(別添1)。また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会)では、コストに占める労務費の割合が特に高い業種の1つとしてビルメンテナンス業が挙げられ、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動/求められる行動が12の行動指針として取りまとめられています(別添2)。

これらを踏まえ、関係省庁等との調整を経て、今般、別紙1から3のとおり「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(平成27年6月10日付け健発0610第5号厚生労働省健康局長通知別添)を改正いたしました。

つきましては、ビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本改正ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、引き続き適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管下の市区町村に対する本改正ガイドラインの周知徹底につきましても、併せてお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(添付資料)

別紙1: ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン改正概要資料

別紙2: ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン(改正後)

別紙3: ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン新旧対照表

別添1: 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」(令和7年6月13日閣議決定)(抜粋)

別添2: 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会)

# ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン 改正案の概要（令和7年9月）

- 各発注者（ビルメンテナンス業務※を発注する国、特殊法人等及び地方公共団体）がビルメンテナンス業務に関する発注関係事務を適切に実施するために、維持管理計画策定、業務発注準備、入札契約、業務実施、業務完了後の各段階で、取り組む事項についてとりまとめたもの。（前回改正は令和5年4月28日）※主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理その他の維持管理に関する業務
- 各発注者は本ガイドラインを参考にしつつ、発注関係事務を行う。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月。内閣官房、公正取引委員会。以下「労務費指針」という。）の策定を始めとした賃上げ及び取引適正化に係る各政策と、実情への様々な要望（発注者側の予算確保を求める受注者側の声が多い）を受け、**関係箇所（赤字）を改正**する。

## （１）維持管理計画策定段階

## （２）予算積算段階

## （３）業務発注準備段階

## （４）入札契約段階

## （５）業務実施段階

## （６）業務完了後段階

### 1. 本ガイドラインの位置づけ

- **本ガイドラインは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第24条の規定に基づく運用指針において、ビルメンテナンス業務の発注に活用するよう記載されている**
- **労務費率が高いビルメンにおいては特に労務費の価格転嫁が重要（労務費指針）**

### 2. 発注事務における行務のポイントについて

#### （１）維持管理計画策定段階

- 維持管理計画の策定
- 維持管理台帳の整備

#### （２）予算積算段階

- **役務調達一般における予算と予定価格**
  - ・ **予定価格の積算にあたっては、当該役務の特性を考慮した適正な方法によるべきであること**
  - ・ **適正な予定価格の設定には、必要となる予算確保が必要であること**
- **ビルメンテナンス業務の特性を踏まえた予算の積算**
  - ・ **以下2点を踏まえた積算が求められること**
    - ✓ **労務費割合が大きいこと**
    - ✓ **積算を行う際に、国土交通省が公表する技術基準を活用すること**
  - ・ **労務費等の上昇を見込んだ予算を積算すること**
  - ・ **単年度契約であることのみを理由に価格交渉に伴う協議をしないことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触するおそれがあること**
  - ・ **PFI事業や指定管理者制度において、人件費（委託料含む）高騰を見据えた予算を積算すること**

#### （３）業務発注準備段階

- 業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
- 総合評価落札方式の実施に係る事前準備
- 現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成
  - ・ **仕様書等に記載されていない役務を受注者に無償提供させることはできないこと**
  - ・ **状況に応じた分離発注を検討すること**
- 適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定
- 適切な発注時期の設定等

### （４）入札契約段階

- 適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止
  - ・ **低入札価格調査制度の調査実施時は、実効性を確保できるよう、入札価格の内訳書の徴取や、労務費等がその内訳に反映されているかの確認をすること**
- **契約書におけるスライド条項の記載**
  - ・ **賃金水準等の変動に応じた期中の契約金額の変更に係る取り決めについて、迅速かつ適切に協議を行えるよう、契約書にスライド条項を予め記載すること**
  - ・ **スライド条項がない契約であっても、労務費高騰時の価格交渉に伴う協議は可能であること**
- 入札不調・不落時の見積りの活用等
- 公正性・透明性の確保、不正行為の排除
- 再委託の適正化

### （５）業務実施段階

- **労務費等の上昇に伴う価格転嫁への対応**
  - ・ **労務費指針「発注者として採るべき／求められる行動」を踏まえた対応に努めること**
  - ・ **年度途中の賃金水準や物価水準の変動に応じた契約金額の変更について協議を行うこと（再委託がある場合はサプライチェーン全体を考慮した協議を行う）**
  - ・ **発注者から定期的に労務費の転嫁について協議の場を設けることが望ましいこと**
  - ・ **受注者が示す公表資料に基づく価格を尊重すること**
  - ・ **協議に応じないことは独占禁止法の優越的地位の濫用となるおそれがあること**
  - ・ **契約変更に係る意思決定は専決者まで上げること**
- 業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更
- 業務履行中の実施状況の確認等
- 維持管理に関する情報共有

### （６）業務完了後段階

- 業務完了後の適切な履行検査・評価等
- 施設機能に関する現況確認

### 3. 発注体制の強化等

- 発注関係事務を適切に実施するための体制整備、職員の育成、情報交換等

## ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン

平成27年6月10日

改正 令和3年1月18日

改正 令和5年4月28日

改正 令和7年9月5日

### 1 本ガイドラインの位置付け

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。最終改正令和6年6月。以下「品確法」という。）が平成26年6月に改正され、その第3条第7項において、「公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」ことが基本理念の一つとして規定された。本ガイドラインはこの基本理念を受け、ビルメンテナンス業務（主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理（清掃、害虫防除など）その他の維持管理に関する業務であり、これに付随する業務を含む<sup>1</sup>。以下同じ。）における発注関係事務の運用に関する固有の事項について取りまとめたものである。また、品確法第24条に基づき、公共工事等の発注者を支援するために「発注関係事務の運用に関する指針」（公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議。平成27年1月30日。最終改正令和7年2月3日。以下「運用指針」という。）が策定されており、運用指針には、ビルメンテナンス業務の発注に本ガイドラインを活用するよう記載されている<sup>2</sup>ことに留意されたい。

品確法第7条第7項において、発注者の責務として「公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。」ことが規定されている。

さらに、運用指針においても、「公共工事の目的物（中略）を管理する者は、（中略）、公共工事の目的物の維持管理に係る計画策定、業務・工事発注準備等の各段階

---

<sup>1</sup> 国土交通省が公表する技術基準等（基準、要領、資料等）においては「建築保全業務」という。本ガイドラインでは、建築物の維持管理業務一般に対して「ビルメンテナンス業務」という呼称を主に用いるが、特にこれらの技術基準等に基づいて記述する際は「建築保全業務」という呼称を用いる。

<sup>2</sup> 運用指針のp13、注釈16に以下の記載がある。

ビルメンテナンス業務については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（厚生労働省）を活用すること。

において、発注関係事務を適切に実施するよう努める。」とされている。

このように、品確法及び運用指針においては、適切な点検、診断、維持及び修繕、それらに係る適切な発注関係事務の実施が求められており、昨今の品確法改正においても、その必要性が都度強調されているところである。

さらに、我が国のデフレ脱却、経済の好循環の実現のために、物価高騰に負けない賃上げを実現することを目的として、内閣官房及び公正取引委員会において、令和5年11月29日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針～取引適正化・価格転嫁促進に向けて～」(以下「労務費指針」という。)<sup>3</sup>が策定された。労務費指針においては、労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動及び求められる行動が12の行動指針として取りまとめられている。労務費指針によると、ビルメンテナンス業が含まれる「その他の事業サービス業<sup>4</sup>」の労務費率は62.7%であり、平均の32.4%を大きく上回っていることから、労務費の転嫁が、ビルメンテナンス業の担い手確保において重要な要素であることがわかる。適切な業務履行を可能とするためにも、労務費の上昇を見込んだ予算を積算することや、コストの増加に伴う価格転嫁について適切な対応を行うことは、公共調達としてビルメンテナンス業務を発注する者の責務といえる。

上記の事項に対応するため、令和7年9月に本ガイドラインを改正した。

なお、国は、ビルメンテナンス業務を発注する官公庁等(国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の「特殊法人等」をいう。以下同じ。)に対し、本ガイドラインの内容の周知徹底を図るとともに、本ガイドラインに基づき、ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務が適切に実施されているかについて、各発注者の事務負担に配慮しつつ、定期的に調べ、結果を取りまとめて公表する。また、本ガイドラインについては、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 2 発注事務における行程別のポイントについて

以下に示す発注事務の各行程において、留意すべき事項を記載する。

- (1) 維持管理計画策定段階
- (2) 予算積算段階
- (3) 業務発注準備段階
- (4) 入札契約段階
- (5) 業務実施段階
- (6) 業務完了後

---

<sup>3</sup> 公正取引委員会 | 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki jun/romuhitenka.html> (令和7年7月24日閲覧)

<sup>4</sup> 日本標準産業分類(総務省。平成25年10月改定版)上の中分類による。

## (1) 維持管理計画策定段階

### (維持管理計画の策定)

当該建築物に係る個別施設計画（「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議。平成25年11月29日。）に定める「個別施設計画」をいう。）などにおいて、施設の点検・保守その他の中長期の維持管理について、実施内容、実施時期、概算額等に係る計画（以下「維持管理計画」という。）を適切に策定するよう努める。

建築物竣工時に、工事の受注者が作成した維持管理計画の案等が工事請負契約の成果物として納品された場合は、維持管理計画の策定において参考とする。

### (維持管理台帳の整備)

維持管理の対象となる各種の建築部位、建築設備、管理項目等を整理し、建築物等の概要、点検及び確認の結果、修繕履歴など維持管理の履歴を内容とする台帳（以下「維持管理台帳<sup>5</sup>」という。）を適切に整備するよう努める。

## (2) 予算積算段階

### 【 要 点 】

- ＜P 5 要点1＞

ビルメンテナンス業務の予算積算の根拠資料として、国土交通省が公表する技術基準等を活用する。

- ＜P 5 要点2＞

契約期間中の労務費等の高騰を見込んだ予算の積算を行う。

- ＜P 6 要点3＞

積算にあたり、労務費等が高騰したときの受注者からの価格交渉に対して、単年度契約であることのみを理由に協議をしないことは優越的地位の濫用にあたるおそれがあることに留意する。

- ＜P 6 要点4＞

PFI 事業や指定管理者制度の場合も、人件費（委託料を含む）の高騰を見据えた予算を積算する。

<sup>5</sup> 以下のウェブページに掲載されている様式が参考となる。

国土交通省 | 官庁営繕 | 保全台帳及び保全計画書の様式の取扱いについて

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk3\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000002.html)（閲覧：令和7年7月10日）

(役務調達一般における予算と予定価格)

官公庁等において役務調達を競争に付する場合においては、予定価格の制限の範囲内で契約を行う必要がある<sup>6</sup>。調達の財源が税金によって賄われるものであることから、官公庁等は適切な品質と価格で役務等を調達し<sup>7</sup>、かつ調達の透明性を確保しなければならない。

予定価格とは、国の歳出歳入に係る事項を定める予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第79条によれば、「契約担当官等が、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定したもの」である。また、予決令第80条第2項において、「予定価格の積算においては、契約の目的となる役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されている。地方公共団体においても、予定価格は「地方公共団体側の予算執行の際の上限額としての性格を持つものであり、議会の議決を受けた予算を計画的に執行するために必要があるもの」とされ、かつ「(積算方法は)各地方公共団体の財務規則等により定められるものだが、(中略)、市場価格や需給の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定められるべきもの」と説明されている<sup>8</sup>。

よって、官公庁等における役務調達一般における予定価格は、①適切な予算の執行を確保するための支出上限額、②当該役務の特性を考慮して適正に定められたもの、の2点を満たすものである必要があることから、そのような予定価格が設定できるような予算の積算を行う。

(ビルメンテナンス業務の特性を踏まえた予算の積算)

予算の積算にあたって考慮すべきビルメンテナンス業務の特性としては、大きく2点が挙げられる。

- ① 労務費割合（このガイドラインでは「業務委託費（保全業務費）に対する直接人件費の割合」をいう。）が6割以上と高く、低入札による受注により、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、担い手の確保ができなくなるおそれがあること

---

<sup>6</sup> 会計法（昭和22年法律第35号。以下「会計法」という。）第29条の6第1項、地方自治法第234条第3項 等

<sup>7,8</sup> 以下を参考に記載

総務省 | 地方自治制度 | 地方公共団体の入札・契約制度

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/bunken/14569.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html)

「入札・契約制度について」、「予定価格の公表」（閲覧：令和7年7月8日）を参考に記載



- ② 建築保全業務に係る費用の積算を行う際の参考となる技術基準等（基準、要領、資料<sup>9</sup>）が国土交通省によって公表されていること

「1 本ガイドラインの位置付け」のとおり、担い手の中長期的な育成及び確保に配慮することにより、建築物の備えるべき品質を将来にわたり確保する必要性が品確法において規定されている。このため、ビルメンテナンス業務ではダンピング<sup>10</sup>を防止できる適正な価格で契約を行えるような発注事務を行うことが必要となる。具体的な対応としては、適切な予算の積算、業務の性格等に応じた入札契約方法の選択、適正な予定価格の設定、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入、労務費の転嫁に向けた取組等が挙げられ、詳細については後述する。

### <要 点 1>

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）に基づき、国土交通省大臣官房官庁営繕部が公表している建築保全業務に係る技術基準等として以下がある。官公庁等のビルメンテナンス業務の発注においては、各段階において、これらを根拠資料として適切に活用すること。

- 建築保全業務共通仕様書
- 建築保全業務積算基準、同要領
- 建築保全業務労務単価
- 庁舎維持管理費要求単価

特に、標準的な既存官庁施設の建築保全業務の予算積算段階においては、定期点検及び保守、運転・監視及び日常点検・保守、清掃に要する費用の標準的な単価として例年5月頃に国土交通省が公表している「庁舎維持管理費要求単

---

<sup>9</sup> 国土交通省 | 官庁営繕 | 官庁営繕の技術基準

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)（閲覧：令和7年7月9日）

基準：統一的かつ効率的に官庁施設の営繕等を実施するために必要となる技術的事項等を定めたもの

要領：営繕等の業務を統一的又は効率的に行うための業務管理に係る事項等を定めたもの

資料：基準又は要領を円滑かつ適切に実施するために必要となる資料、官庁施設の営繕等に当たっての指針となる事項等を取りまとめたもの

<sup>10</sup> 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）では、「商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの（第2条第9項第3号）」や「（前者に該当する行為のほか、）不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること（同法同条同項第6号に基づく昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）」を禁じており、一般にこれらは「不当廉売」や「ダンピング」と呼ばれる。本ガイドラインではこれらを総称して「ダンピング」と呼ぶ。

価」を活用することが考えられる。また、同資料には、前年度庁舎維持管理費要求単価を1とした場合の翌年度庁舎維持管理費要求単価の単価変動率も記載されている。

### <要 点 2>

労務費等のコストの上昇（最低賃金法（昭和34年法律第137号）による最低賃金の改定や、建築保全業務労務単価の最新版の公表が想定される。）が生じた際、上昇分の取引価格への反映（契約金額変更）については、受注者との協議の上で決定することが求められる。これらのことから、労務費等の上昇を見込んだ予算を積算するよう努める。

### <要 点 3>

なお、上記の「コストの上昇分の取引価格への反映」を考える際に、当該契約が単年度契約であることを理由に、契約期間中の契約金額変更に係る協議を行わずに、従来どおりに取引価格を据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）において禁止されている優越的地位の濫用にあたるおそれがあることに留意する<sup>11</sup>。

### <要 点 4>

また、PFI事業や指定管理者制度に関しては、選定事業者や指定管理者との間の協定等に、契約期間中の人件費等（人件費及び「委託料」として計上される委託先事業者の人件費を含む。）の上昇等について、リスク分担に関する具体的

---

<sup>11</sup> 公正取引委員会 | よくある質問コーナー（独占禁止法）

[https://www.jftc.go.jp/dk/dk\\_qa.html](https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html)（閲覧：令和7年7月11日）

Q20 労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、その上昇分を取引価格に反映しないことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となりますか。

A 独占禁止法上、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定すること（第2条第9項第5号ハ）は、優越的地位の濫用として禁止されています。

このため、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離(かいり)の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断することとなります。

事項をあらかじめ契約内容に盛り込むことが望ましいこと等が、内閣府及び総務省によるガイドラインや通知で示されており<sup>12,13</sup>、当該契約の内容に基づき、人件費等の上昇分を踏まえて予算を積算することが求められる。

業務委託費の積算方法や、契約金額変更の協議に係る詳細については後記のとおり。

### (3) 業務発注準備段階

#### 【 要 点 】

##### ● < P 8 要点 5 >

発注する業務によっては、受注者の専門性等の確保が必要となり、価格のみによる競争にはなじまない場合がある。そのような業務の調達には総合評価落札方式によって行う。技術評価基準は、後述する例を参考に、業務の性格や地域の実情等を考慮して設定する。

##### ● < P 10 要点 6 >

予定価格は、労務費等の高騰を見込んだ予算に基づき、発注準備時点及び契約期間中の実勢価格を考慮して設定する。

(業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)

業務発注に当たっては、運用指針の趣旨及び本ガイドラインを踏まえ、建築物等の使用状況、地域の実情、業務内容等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。競争入札方式のうち、ビルメンテナンス業務を調達する際に一般的なものは価格競争方式と総合評価落札方式である。

なお、本ガイドラインでは、予決令第91条第2項の規定により実施する入札と、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札の両者を「総合評価落札方式」と呼称する。

<sup>12</sup> PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府。令和3年6月18日。最終改正令和6年6月3日。）

国がPFI事業を実施する上での実務上の指針の一つであり、国以外の者が実施するPFI事業においても参考となり得る旨記載されている。ビルメンテナンス業務については、特にp14 6 - (2) 参考②を参照する。

<sup>13</sup> ・資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について（令和6年12月5日付け総行経第35号）

・資材価格の高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査のとりまとめ結果及び指定管理者制度等の運用の留意事項について（令和7年6月26日付け総行経第2号） 他  
なお、事例については以下を参照する。

資材価格の高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査（令和7年5月13日付事務連絡）別添資料

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001017510.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001017510.pdf)（令和7年7月22日閲覧）

- 価格競争方式

価格競争方式を採用する際は、一定の技術者資格、業務の経験や業務実績等（以下「業務実績」という。）を競争参加資格として設定することにより品質の確保を行うよう努める。

## <要 点 5>

- 総合評価落札方式

例えば、建築物利用者から苦情が寄せられた際の対応や、清掃作業後の自主検査を仕様を含める業務など受注者の技術能力等により品質に影響が生じる業務、適切に行われない場合に当該建築物の環境衛生が適切に確保されなくなるような業務、参加事業者からの改善提案等によりコストの削減につながり、費用対効果を最大限発揮できることが期待されるような業務等については、価格と性能等を総合的に評価する総合評価落札方式を採用することが考えられる。競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務に適する。

当該方式を採用する場合、受託者に必須で求める条件は、技術評価基準ではなく、競争参加資格において定める。

（総合評価落札方式の実施に係る事前準備）

普通地方公共団体が総合評価落札方式を実施する際は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項の規定により、あらかじめ、落札者決定基準を定める必要がある。その際、同条第4項及び第5項に定める手続きにより、あらかじめ学識経験者の意見を聴く必要がある。

また、国による調達の場合、総合評価落札方式の実施には、予決令第91条第2項の規定に基づき、各省庁の長が財務大臣に協議を行う必要がある。

- 適切な技術評価基準の設定等

総合評価落札方式における技術能力等の評価の基準（以下「技術評価基準」という。）の作成に当たっては、業務の性格に応じ、競争参加者（応札事業者）や当該業務に配置が予定される技術者の業務実績や業務遂行能力、当該競争参加者の業務履行状況に対する検査の体制（以下「履行評価能力」という。）等を適切に評価項目に設定するよう努める。

その際、業務遂行能力については、作業責任者、従事者研修指導者及び従事者が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）や医療法（昭和23年法律第205号。病院清掃業務の場合に限る。）などの関係法令等に定める講習又は研修の修了者であること、履行評価能力については、「建築物における維持管理マニュアル」（平成20年1月25日付け健衛発第0125001号厚）第5章2に示す「清掃の点検のポイント」に係る履行評価能力の有無等を評価項目とすることも考

えられる。

なお、建築物衛生法に基づく都道府県知事による登録制度については「コラム1」で詳細を記載する。

さらに、必要に応じて、災害時における業務実施体制や活動実績の評価、近隣地域での業務実績などの当該地域への精通の程度の指標となるものを、評価項目に設定することも考えられる。

また、業務の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の業務実施体制の確保状況を確認するために、過去の類似の業務履行実績や、直近の経営状況、苦情処理体制の構築等、仕様書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査できる技術評価基準を検討する。

加えて、競争参加者が設ける雇用関係制度（実務経験の少ない若年労働者の登用制度や、育児・介護休暇及び休業制度等）や、作業責任者を一定期間業務現場に配置することで、企業による現場のバックアップを実施していること等を評価する「企業体制評価項目」を設けるなど、適切な評価項目の設定に努める。

また、国の調達においては、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付け財計第4803号）を踏まえ、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設ける。地方公共団体においても、当該措置を参考とすることが考えられる。

➤ 業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定

総合評価落札方式を実施する際に、業務の性格等を鑑みて、競争参加者に技術提案を求めることも可能である。

この場合、すべての調達で競争参加者に高度な技術提案を求める必要はない。技術的な工夫の余地が小さい業務であれば、業務実施計画の作業工程管理や、業務実施上配慮すべき事項、品質管理方法についての工夫（例えば、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が設ける「建築物清掃管理評価資格者（通称：インスペクター）」を配置すること）を、簡易な技術提案として競争参加者に求めることも考えられる。

（現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成）

建築保全業務共通仕様書を参考として、個別施設の維持管理計画、建築物固有の条件に依存する業務項目、業務数量、作業条件等を踏まえ、適切に仕様書等（仕様書、図面、維持管理台帳、作業指示書その他の附属書類を含む。以下同じ。）を作成し、積算内容との整合を図る。

なお、仕様書等の作成に当たっては、業務に必要な全ての事項を確実に盛り込むよう、十分に留意する。仕様書等に記載されていない役務を、受託者に無償で提供させることはできない。

また、当該調達を分離又は分割することがより効果的・効率的な契約内容の履行に資する場合にあっては、分離・分割発注を行う。

## <要 点 6>

(適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、受託者が、業務の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を確保できるよう、上記を踏まえて適切に作成された仕様書等に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料及び業務実施の実態等を的確に反映した積算を行う。

積算に当たっては、現場の実態に即した業務実施条件を踏まえた上で最新の建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領を活用するとともに、各種制度改正（特に被用者保険の適用拡大）に伴う事業主の保険料負担の変化について、できる限り実態を把握する。

また、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、原材料費、エネルギー価格等を適切に反映する。その際、労務単価については、毎年度作成・公表される建築保全業務労務単価の最新版を活用する。また、ビルメンテナンス業者から参考見積書等を徴取する場合は、最新の建築保全業務労務単価が参考見積等に反映されるように配慮する。また、建築保全業務労務単価の地区名となっていない都道府県内の業務においては、近隣の地区区分の建築保全業務労務単価を補正して活用することも考えられる。なお、地方公共団体が独自に労務単価を定めており、最新の建築保全業務労務単価を超えている場合は、当該地方公共団体の独自の当該労務単価を活用する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。また、最新の業務実態や最低賃金額、労務単価、原材料費、エネルギー価格等の上昇額等の地域特性等を踏まえて積算内容を見直すとともに、遅滞なく適用する。さらに、年度途中の最低賃金の改定を見込んで予定価格を設定することも検討する。

また、適正な積算に基づく金額の一部を控除して予定価格とする、いわゆる「歩切り」は、品確法第7条第1項第1号の趣旨に抵触すること等から、これを行わない。

予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、各種制度改正（特に被用者保険の適用拡大）を加味した上での必要な法定福利費の確保、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

(適切な発注時期の設定等)

人員及び資材の確保、施設の状況把握、従事者の教育等の業務開始に必要な準備期間として、落札者決定の通知日等から起算して1か月以上を確保できるように入札を実施する。併せて、受注者が変更された場合に円滑に業務が引き継がれるよう、適切な引継期間を設ける等の配慮を行う。

また、災害発生時に、例えば、避難所になるような施設において、応急的な消毒・清掃業務などの迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の業務実施体制を有するビルメンテナンス業者等と災害協定を締結するなどにより、ビルメンテナンス業者等を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

#### (4) 入札契約段階

##### 【 要 点 】

###### ● < P12 要点7 >

ダンピング防止策として、各制度を導入できる場合においては、原則として全ての入札において低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入するとともに、低入札価格調査を行う際は、実効性を確保できるよう、入札価格の内訳書の徴取や、労務費等が内訳に適切に反映されているか確認すること。

###### ● < P14 要点8 >

賃金水準等の変動に応じた期中の契約金額の変更について、迅速かつ適切に協議を行えるよう、契約書にスライド条項を予め記載する。なお、契約書にスライド条項がない場合においても、賃金水準や物価水準の変動に伴う契約額の変更は可能である。

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

##### ➤ 適切な競争参加資格の設定

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。

また、法令に違反して社会保険等（健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない悪質な事業者を競争参加者から排除するため、必要事項を競争参加資格として明記し、証明書類を提出させることにより確認する等の措置を講ずることを検討する。

##### ➤ 個別業務に際しての競争参加者の審査等

業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務実績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、建築物衛生法第12条の2の規定による都道府県知事の登

録（以下「知事登録」という。詳細は「コラム1」を参照。）を受けていることを適切な競争参加資格の1つとして設定することを検討する。加えて、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条の規定による障害者の法定雇用率を達成していること、一般財団法人医療関連サービス振興会が設ける医療関連サービスマークや環境省が設けるエコチューニング事業者認定の有無などを検討することも考えられる。

業務実績を競争参加資格に設定する場合には、業務の技術特性、地域の特性、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、業務実施能力のないビルメンテナンス業者を排除するなど適切な審査に努める。なお、業務実績の確認に当たっては、同一の発注者において過去の類似業務の実績がある場合には、後記の業務完了後の評価結果を指標とするなどの方法も考えられる。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建築物衛生法その他業務に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業、知事登録を受けていることを競争参加資格とする場合に知事登録を取り消されてから2年を経過しない企業等の不良不適格業者の排除を徹底する。

## <要 点 7>

### ➤ ダンピングの防止、予定価格の事後公表

低入札による受注は、業務の手抜き、労働条件の悪化、安全衛生対策の不徹底等につながるものが懸念される。また、ダンピングが常態化すると、担い手の確保ができなくなるおそれがある。

ダンピングを防止するため、他の発注者の取組状況を参考にしながら、業務の発注に係る契約のうち請負契約に該当するものについては、低入札価格調査制度<sup>14</sup>又は最低制限価格制度<sup>15</sup>の適切な活用を徹底する。なお、国が低入札価格調査制度の対象とすることができる調達は、予決令第84条の規定により予定価格が1,000万円を超える請負契約に係るものとなっているが、普通地方公共団体の場合は、予定価格が1,000万円以下である請負契約に係る調達でも低入札価格調査制度を活用することが可能である。

低入札価格調査制度の活用にあたっては、当該価格を下回った者を調査対象とする目的で定める低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）の算定方法を、あらかじめ設定する必要がある。

調査基準価格算定方法の設定の際は、例えば、直接人件費や、法定福利費が確保できないと考えられる価格での契約は不適切であることから、そのような観点で調査基準価格の算定方式を定めることが考えられる。また、実効

---

<sup>14</sup> 国の場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項、普通地方公共団体の場合は、地方自治法施行令第167条の10第1項に基づいて導入する。

<sup>15</sup> 国の場合は、最低制限価格制度を導入できる法的根拠がない。普通地方公共団体の場合は、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づいて導入する。



性のある手段及び方法によって調査を行うため、入札価格の内訳書を徴取する等により、適正に作成された予定価格に照らし、業務に必要な人件費等が入札価格に反映されているかについて確認すること、特に人件費等については、過去の類似の契約等に照らし、適切な人員数が見込まれているかどうか、都道府県別の最低賃金や建築保全業務労務単価など利用可能な資料により適切な単価で積算されているか否かについて可能な限り調査及び確認を行うことが適当である<sup>16</sup>。

また、最低制限価格制度を導入している場合においても、上記の調査基準価格の算定方法を踏まえ、最低制限価格を設定することが望ましい。さらに、「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について」（令和7年6月26日付け総行行第325号・総行経第3号）により、「原則として全ての入札において制度（低入札価格調査制度・最低制限価格制度）を導入することについて積極的に検討」することが地方公共団体に求められている。

総合評価落札方式においては、低入札価格調査制度のみが活用できる（地方自治法施行令第167条の10の2第2項）。ただし、総合評価落札方式において、価格による失格基準を別途定めることができるため、最低制限価格制度を活用したときと同様のダンピング防止効果を得ることが可能である<sup>17</sup>。

なお、調査基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった競争参加者が受注する事態が生じるなど、ビルメンテナンス業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、公表する場合は、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

また、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はない<sup>18</sup>が、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が、くじ引きの結果により受注するなど、ビルメンテナンス業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。

---

<sup>16</sup> 地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について（通知）（令和7年6月26日付け総行行第325号・総行経第3号）

<sup>17</sup> 総務省 | 地方公共団体の入札・契約制度 | 総合評価方式における低入札価格調査制度の運用について [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000025890.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000025890.pdf)（閲覧：令和7年7月18日）

<sup>18</sup> 総務省 | 地方公共団体の入札・契約制度 | 予定価格等の公表のあり方 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000392717.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000392717.pdf)（閲覧：令和7年7月18日）

弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じるものとする。

また、業務の入札に係る申込み（応札）の際、入札参加者に対して入札金額の内訳書の提出を求める場合には、書類に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、入札件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）があるものについては、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金に係る制度（最低賃金額の改定時期、地域における最低賃金額の上昇額、最低賃金額の計算方法等）及び社会保険等に係る制度（各種制度改正（特に被用者保険の適用拡大）の内容を含む。）について十分周知することとする。

## <要 点 8>

（契約書におけるスライド条項の記載）

年度途中に、賃金水準や物価水準の変動が生じた場合は、継続的なビルメンテナンス業務の実施に支障が生じることがないように配慮する。契約を締結する際の契約書に、契約金額の変更について迅速かつ適切に協議を行えるように、当該事態を想定した取り決めを記載した条項（いわゆるスライド条項）を予め記載すること等を推奨する。

なお、契約書にスライド条項がない場合においても、賃金水準や物価水準の変動に伴う契約額の変更は可能であり、協議を行わずに契約金額を据え置くことは不適切であることに注意する。スライド条項は、予め契約内容に含めておくことで、双方による協議を円滑に進めるためのものである。

（入札不調・不落時の見積りの活用等）

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合（不落）等、標準積算と現場の業務の実施実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- 入札参加者から業務の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- 仕様書等に基づく労務量、業務実施条件等が業務の実施実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、一方、上記の方法によらず、当初の予定価格により、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合

には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予決令第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定する随意契約（いわゆる不落随契）の活用も検討する。

#### （公正性・透明性の確保、不正行為の排除）

入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

談合や贈収賄といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における受託者の賠償金支払い義務を契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、独占禁止法に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

#### （再委託の適正化）

不適切な再委託により、ビルメンテナンス業務の適正な履行が損なわれないよう、次に掲げる措置を実施する。

##### ➤ 一括再委託の禁止

委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止する。

##### ➤ 再委託の承認

再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行う。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認

を行う。

- ① 再委託を行う合理的理由
- ② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ③ その他必要と認められる事項

➤ 履行体制の把握及び報告徴収

再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させる。

委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じる。

(5) 業務実施段階

【 要 点 】

● <P16 要点9>

労務費指針の「発注者として採るべき／求められる行動」を踏まえた対応を行う。

- ・ 年度途中の賃金水準や物価水準の変動に応じた契約金額の変更については適切に協議を行う。再委託がある場合はサプライチェーン全体を考慮した協議を行う。
- ・ 発注者から定期的に労務費の転嫁について協議の場を設けることが望ましい。
- ・ 受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重する。
- ・ 受注者からの正当な価格交渉に対して適切な協議を行わずに契約金額を据え置くことは、独占禁止法における優越的地位の濫用にあたるおそれがあることに留意する。
- ・ 契約変更に係る意思決定は専決者まで上げて行う。

<要 点 9>

(労務費等の上昇に伴う価格転嫁への対応)

最低賃金額や建築保全業務労務単価の改定状況、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視する。特に、賃金水準、労務単価の上昇に伴う価格転嫁については、労務費指針に則り、「発注者として採るべき／求められる行動」を

踏まえた対応に努める。また、再委託を行っている場合は、サプライチェーン全体を考慮した協議を行うように努める。

年度途中に労務費の改定があった場合や、その他の価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。このとき、受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けることが望ましい。

賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う。

また、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。なお、労務費上昇の理由の説明や根拠資料につき、公的機関等の公表資料に基づくものが提出されているにもかかわらず、これに加えて詳細なものや受注者のコスト構造に関わる内部情報まで求めることは、実質的に受注者からの価格転嫁に係る協議の要請を拒んでいるものと評価され得るところ、これらが示されないことにより明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

加えて、労務費の上昇分についての取組方針については、発注担当者のみで対応を決定せず、意思決定の具体的内容を当該契約の専決者まで上げて決定する。

以上については、労務費指針<sup>19</sup>の「発注者として採るべき／求められる行動」において詳細が記載されているので参照されたい。

(災害時等の予期せぬ業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

上記のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の変更を適切に行う。

(業務履行中の実施状況の確認等)

業務期間中においては、その品質が確保されるよう、作業計画書や作業マニ

---

<sup>19</sup> 公正取引委員会 | 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針  
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html> (令和7年7月23日閲覧)

ュアル、業務実施体制図、緊急連絡体制、自主的な検査に係る計画、業務履行報告書（日報や月報）など、必要に応じて確認する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な業務実施がなされるよう、通常より業務実施状況の確認等の頻度を増やすこと、業務を履行する受注者又は当該業務に配置された技術者の業務実績や業務遂行能力、履行評価能力などが、入札手続において評価項目に設定されたものより下回っていないかを確認すること等の対策を実施するよう努める。

また、受注者から履行状況の定期的な報告を受けるとともに、業務履行の節目において、必要な確認（以下「業務実施中の履行確認」という。）を適切に実施するよう努める。業務実施中の履行確認については、業務の実施状況について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、後記の業務完了後の評価に反映させるよう努める。

加えて、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金の確保等、適正な労働環境の確保を促進することが規定された趣旨を踏まえ、発注者は業務に従事する者への賃金の支払い等に関し、その実態を把握するよう努める。

#### （維持管理に関する情報共有）

業務開始に際して、施設概要、使用条件、保全方法等に関する関連資料等を用い情報共有を図るよう努める。業務開始後も必要に応じて業務に関する情報等の伝達・共有化に努める。

### （6）業務完了後

#### （業務完了後の適切な履行検査・評価等）

契約期間が満了し、業務が完了する際には、契約書等に定めるところにより検査（以下「業務完了後の履行検査」という。）を行うとともに業務完了後の評価を行うよう努める。

業務完了後の履行検査については、業務について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに評価結果に反映させるよう努める。

各発注者は、この評価を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定するよう努める。また、各発注者は評価結果に関する資料のデータベースを整備することを検討する。

#### （施設機能に関する現況確認）

業務実施中の履行確認及び業務完了後の履行検査を踏まえ、施設の現況について確認するとともに、事業者が変更された場合も円滑に業務が引き継がれるよう、次年度以降の業務発注に変更を及ぼす事項を把握するよう努める。

### 3 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国等の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国等は、講習会や研修の機会を捉えて、各発注者間の連携に資するよう、情報交換等が積極的に行える環境作りに配慮する。

## コラム1 建築物衛生法に基づく知事登録制度の概要

建築物の環境衛生を良好な状態に保つためには、その維持管理の実務を担う事業者が、適切にその業務を遂行できるように資質の向上を図っていくことが重要である。このような観点から、建築物衛生法では、当該事業者について一定の物的基準、人的基準、その他の基準を満たしている場合、都道府県知事の登録を受けることができるという制度が設けられている（建築物衛生法第12条の2）。

登録される事業区分及びその業務の内容は、次の表のとおりである。

|    | 事業区分（表示できる名称）  | 業務の内容                                                                              |
|----|----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1号 | 建築物清掃業         | 清掃を行う事業                                                                            |
| 2号 | 建築物空気環境測定業     | 空気環境の測定を行う事業                                                                       |
| 3号 | 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 空気調和用ダクトの清掃を行う事業                                                                   |
| 4号 | 建築物飲料水水質検査業    | 飲料水の水質検査を行う事業                                                                      |
| 5号 | 建築物飲料水貯水槽清掃業   | 飲料水の貯水槽の清掃を行う事業                                                                    |
| 6号 | 建築物排水管清掃業      | 排水管の清掃を行う事業                                                                        |
| 7号 | 建築物ねずみ昆虫等防除業   | ねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業                             |
| 8号 | 建築物環境衛生総合管理業   | 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であって、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業 |

登録は、事業区分に応じて、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事が行う。登録業者は、登録を受けた営業所について、登録業者である旨を表示することができる。一方で、登録を受けていない事業者は、登録業者又はこれに類似する表示を行うことができず（建築物衛生法第12の10）、この規定に違反して登録を受けずに表示をした者は十万円以下の過料に処する規定がある（建築物衛生法第18条第3号）。登録の有効期間は6年である。

登録を受けるためには、建築物衛生法施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「施行規則」という。）において事業区分に応じて定める、機械器具その他の設備に関する基準（物的基準）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的基準）、その



他の基準を満たしている必要がある。この内、その他の基準（作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関する基準）は、施行規則に基づく告示（平成14年3月26日付け厚生労働省告示第117号<sup>20</sup>）で詳細を定めている。

登録業者の物的基準と人的基準について、p22の表1及びp23の表2に詳細を記載する。

当該制度に基づく登録事業者は、各基準を満たしている必要がある。特に、人的基準として、事業区分に応じて、作業監督者等が国家資格等を有していること、特定の講習を受講していること、一定の学歴や実務経験を有する者であること等が必要であり、事業区分によっては、従事者全員に1年に1回の研修を受けさせる体制が整っていることが必要である。

また、登録業者の業務の改善向上を図ることを目的として、厚生労働大臣による指定団体制度が設けられており（建築物衛生法第12条の6）、現在、以下の団体が指定されている。指定団体は、登録業者の従事者に対する研修や、指導者を育成する講習の実施等の事業を行っている。

| 事業区分         | 指定団体名称                                    |
|--------------|-------------------------------------------|
| 建築物清掃業       | 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会                        |
| 建築物飲料水貯水槽清掃業 | 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会<br>公益社団法人全国建築物飲料水管理協会  |
| 建築物ねずみ昆虫等防除業 | 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会<br>公益社団法人日本ペストコントロール協会 |
| 建築物環境衛生総合管理業 | 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会                        |

この登録の有無を、ビルメンテナンス業務の調達において業務実施能力を評価する指標として用いることが考えられるので参考にされたい。

本文の記載のとおり、競争参加者の業務実施能力を確保する方法としては、競争参加資格に必要な事項を設定することや、総合評価落札方式における技術評価基準の一つとして、望ましい事項を設定することが考えられる。発注者が受託者に必ず求めるものについては前者に設定するべきであり、その事項に該当することや当該指標の多寡を望ましいものとして積極的に評価したい場合は、後者に設定するべきである。

調達方法の選択や競争参加資格の設定は、業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務実績や地域要件など競争性の確保に留意して行う必要がある。

<sup>20</sup> 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年3月26日付け厚生労働省令告示第117号）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei10/02.html>

＜表 1＞建築物衛生法に基づく知事登録の物的基準

| 業種             | 機械器具                                                                                                                                                                                    | 設備                                                        |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 建築物清掃業         | (1) 真空掃除機 (2) 床みがき機                                                                                                                                                                     | —                                                         |
| 建築物空気環境測定業     | (1) 浮遊粉じん計 (2) 一酸化炭素検定器<br>(3) 二酸化炭素検定器 (4) 温度計<br>(5) 乾湿球湿度計 (6) 風速計 (7) 空気環境の測定に必要な器具                                                                                                 | —                                                         |
| 建築物空気調和用ダクト清掃業 | (1) 電気ドリル及びシャー又はニブラ<br>(2) 内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。)<br>(3) 電子天びん又は化学天びん (4) コンプレッサー<br>(5) 集じん機 (6) 真空掃除機                                                                               | —                                                         |
| 建築物飲料水水質検査業    | (1) 高圧蒸気滅菌器及び恒温器<br>(2) フレームレス—原子吸光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置<br>又は誘導結合プラズマ—質量分析装置<br>(3) イオンクロマトグラフ (4) 乾燥器 (5) 全有機炭素定量装置 (6) pH計<br>(7) 分光光度計又は光電光度計 (8) ガスクロマトグラフ—質量分析計<br>(9) 電子天びん又は化学天びん | 水質検査を適<br>確に行うことの<br>できる検査室                               |
| 建築物飲料水貯水槽清掃業   | (1) 揚水ポンプ (2) 高圧洗浄機 (3) 残水処理機<br>(4) 換気ファン (5) 防水型照明器具<br>(6) 色度計、濁度計及び残留塩素測定器                                                                                                          | 機械器具を適<br>切に保管するこ<br>とのできる専用<br>の保管庫                      |
| 建築物排水管清掃業      | (1) 内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。)<br>(2) 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル<br>(3) ワイヤ式管清掃機 (4) 空圧式管清掃機 (5) 排水ポンプ                                                                                            | 機械器具を適<br>切に保管するこ<br>とのできる専用<br>の保管庫                      |
| 建築物ねずみ昆虫等防除業   | (1) 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡<br>(2) 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器 (3) 噴霧機及び散粉機<br>(4) 真空掃除機<br>(5) 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器                                                                          | 専用機械器具<br>及び防除作業<br>に用いる薬剤を<br>適切に保管する<br>ことのできる専<br>用保管庫 |
| 建築物環境衛生総合管理業   | (1) 真空掃除機 (2) 床みがき機<br>(3) 空気環境測定業において必要な測定器及び器具 (4) 残留塩素測定器                                                                                                                            | —                                                         |

＜表 2＞建築物衛生法に基づく知事登録の人的基準

| 業種             | 監督者等                                                                                                                                                                                      | 従事者                           |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 建築物清掃業         | ●清掃作業監督者<br>➢ビルクリーニング技能士1級又は建築物環境衛生管理技術者免状取得者であって登録講習修了者                                                                                                                                  | 従事者研修                         |
| 建築物空気環境測定業     | ●空気環境測定実施者<br>➢登録講習修了者<br>➢建築物環境衛生管理技術者免状取得者                                                                                                                                              | —                             |
| 建築物空気調和用ダクト清掃業 | ●空気調和用ダクト清掃作業監督者<br>➢登録講習修了者<br>➢建築物環境衛生管理技術者免状取得者                                                                                                                                        | 従事者研修                         |
| 建築物飲料水水質検査業    | ●水質検査実施者<br>➢大学又は旧専門学校において、理科系の課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者<br>➢衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者<br>➢短期大学又は高等専門学校において、生物又は工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者<br>➢上記と同等以上の知識及び技能、技能を有すると認められる者 | —                             |
| 建築物飲料水貯水槽清掃業   | ●貯水槽清掃作業監督者<br>➢登録講習修了者<br>➢建築物環境衛生管理技術者免状取得者                                                                                                                                             | 従事者研修                         |
| 建築物排水管清掃業      | ●排水管清掃作業監督者<br>➢登録講習修了者<br>➢建築物環境衛生管理技術者免状取得者                                                                                                                                             | 従事者研修                         |
| 建築物ねずみ昆虫等防除業   | ●防除作業監督者<br>➢登録講習修了者                                                                                                                                                                      | 従事者研修                         |
| 建築物環境衛生総合管理業   | ●統括管理者<br>➢建築物環境衛生管理技術者免状取得者であって、登録講習修了者<br>●清掃作業監督者<br>➢建築物清掃業と同じ<br>●空調給排水管理監督者<br>➢ビル設備管理技能士又は建築物環境衛生管理技術者免状取得者であって、登録講習修了者<br>●空気環境測定実施者<br>➢建築物空気環境測定業と同じ                            | 従事者研修<br>(清掃作業従事者、空調給排水管理従事者) |

## コラム2 労務費指針において記載されている「発注者としての行動」

ここでは、労務費指針において記載されている「発注者として採るべき／求められる行動」、「発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動」を転載する。労務費指針においては、それぞれの解説文、特別調査の結果、取組事例、「受注者として採るべき行動／求められる行動」も記載されているので、適宜参照されたい。

公正取引委員会 | 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

### <発注者として採るべき／求められる行動>

#### 発注者としての行動①

1. 労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、
2. 経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと
3. その後の取組状況を定期・的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

#### 発注者としての行動②

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。

特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。

#### 発注者としての行動③

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

※ 「留意すべき点」から抜粋

価格交渉を行うための条件として、労務費上昇の理由の説明や根拠資料につき、公表資料に基づくものが提出されているにもかかわらず、これに加えて詳細なものや受注者のコスト構造に関わる内部情報まで求めることは、そのような情報を用意することが困難な受注者や取引先に開示したくないと考えている受注者に対しては、実質的に受注者からの価格転嫁に係る協議の要請を拒んでいるものと評価され得るところ、これらが示されないことにより明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

発注者としての行動④

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にすることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

発注者としての行動⑤

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

発注者としての行動⑥

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

<発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動>

発注者・受注者共通の行動①

定期的にコミュニケーションをとること。

発注者・受注者共通の行動②

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」新旧対照表

(改正箇所は下線部分)

| 改正版                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 本ガイドラインの位置付け</p> <p>公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。<u>最終改正令和6年6月。以下「品確法」という。</u>)が<u>平成26年6月に改正され、その第3条第7項において、「公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」</u>ことが基本理念の一つとして規定された。本ガイドラインはこの基本理念を受け、<u>ビルメンテナンス業務(主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理(清掃、害虫防除など)その他の維持管理に関する業務であり、これに付随する業務を含む。以下同じ。)</u>における<u>発注関係事務の運用に関する固有の事項について取りまとめたものである。また、品確法第24条に基づき、公共工事等の発注者を支援するために「発注関係事務の運用に関する指針」(公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議。平成27年1月30日。最終改正令和7年2月3日。以下「運用指針」という。)</u>が策定されており、運用指針には、ビルメンテナンス業務の発注に本ガイドラインを活用するよう記載されていることに留意されたい。</p> <p><u>品確法第7条第7項において、発注者の責務として「公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。」</u>ことが規定されている。</p> <p>さらに、<u>運用指針においても、「公共工事の目的物(中略)を管理する者</u></p> | <p>1 本ガイドラインの位置付け</p> <p><u>本ガイドラインは、平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)</u>が改正され、<u>その基本理念の一つとして、第3条第6項において「公共工事の品質は完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げられたこと等を踏まえ、平成27年6月に、ビルメンテナンス業務固有の事項についてとりまとめたものである。</u></p> <p><u>令和元年6月に品確法が改正され、第7条第5項において、発注者の責務として「公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。」と規定された。</u></p> <p>さらに、<u>令和2年1月に改正された「発注関係事務の運用に関する指針(平</u></p> |

は、(中略)、公共工事の目的物の維持管理に係る計画策定、業務・工事発注準備等の各段階において、発注関係事務を適切に実施するよう努める。」とされている。

このように、品確法及び運用指針においては、適切な点検、診断、維持、修繕や、それらに係る適切な発注関係事務の実施が求められており、昨今の品確法改正においても、その必要性が都度強調されているところである。

さらに、我が国のデフレ脱却、経済の好循環の実現のために、物価高騰に負けない賃上げを実現することを目的として、内閣官房及び公正取引委員会において、令和5年11月29日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針～取引適正化・価格転嫁促進に向けて～」(以下「労務費指針」という。)が策定された。労務費指針では、労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動が12の行動指針として取りまとめられている。労務費指針によると、ビルメンテナンス業が含まれる「その他の事業サービス業」の労務費率は62.7%であり、平均の32.4%を大きく上回っていることから、労務費の転嫁が、ビルメンテナンス業の担い手確保において重要な要素であることがわかる。適切な業務履行を可能とするためにも、労務費の上昇を見込んだ予算を積算することや、コストの増加に伴う価格転嫁について適切な対応を行うことは、公共調達としてビルメンテナンス業務を発注する者の責務といえる。

成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議。以下「運用指針」という。)においても、各発注者に共通する重要課題であるダンピング受注(その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。)の防止や中長期的な担い手の育成及び確保等に加えて、「工事の目的物(橋梁、トンネル、河川堤防、公共建築物、港湾施設等(既に完成しているものを含む。)をいう。以下同じ。)を管理する者は、その品質が将来にわたり確保されるよう、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施し、その際3次元データ等、ICTの活用に努めるとともに、工事の目的物の維持管理に係る計画策定、業務・工事発注準備等の各段階において、発注関係事務を適切に実施するよう努める。」とされた。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>上記の事項に対応するため、令和7年9月に本ガイドラインを改正した。</u></p> <p>なお、国は、<u>ビルメンテナンス業務を発注する官公庁等(国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の「特殊法人等」をいう。以下同じ。)</u>に対し、本ガイドラインの内容の周知徹底を図るとともに、本ガイドラインに基づき、ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務が適切に実施されているかについて、各発注者の事務負担に配慮しつつ、定期的に調べ、結果を取りまとめて公表する。また、本ガイドラインについては、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>2 <u>発注事務における行程別のポイントについて</u></p> <p><u>以下に示す発注事務の各行程において、留意すべき事項を記載する。</u></p> <p><u>(1)維持管理計画策定段階</u><br/> <u>(2)予算積算段階</u><br/> <u>(3)業務発注準備段階</u><br/> <u>(4)入札契約段階</u><br/> <u>(5)業務実施段階</u><br/> <u>(6)業務完了後</u></p> <p>(1)維持管理計画策定段階<br/> (維持管理計画の策定)<br/> 当該建築物に係る個別施設計画(「インフラ長寿命化基本計画」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議。<u>平成25年11月29</u></p> | <p><u>このように、工事の目的物について、発注者又は管理者としての国、特殊法人等及び地方公共団体における維持管理の適切な実施に関する内容の充実が図られたことから、令和3年1月に本ガイドラインを見直した。</u></p> <p>なお、国は、各発注者(ビルメンテナンス業務(主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理(清掃、害虫防除など)その他の維持管理に関する業務(これに付随する業務を含む。以下「ビルメンテナンス業務」という。))を発注する国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の「特殊法人等」をいう。以下同じ。))及び地方公共団体をいう。)に対し、本ガイドラインの内容の周知徹底を図るとともに、本ガイドラインに基づき、ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務が適切に実施されているかについて、各発注者の事務負担に配慮しつつ、定期的に調べ、結果を取りまとめて公表する。また、本ガイドラインについては、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>2 <u>発注関係事務の適切な実施</u></p> <p><u>各発注者は、(1)維持管理計画策定、(2)業務発注準備、(3)入札契約、(4)業務実施、(5)業務完了後の各段階で、以下の事項に留意し、ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務を適切に実施する。</u></p> <p>(1)維持管理計画策定段階<br/> (維持管理計画の策定)<br/> 当該施設に係る個別施設計画(「インフラ長寿命化基本計画」(<u>平成25年11月</u>インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)に定める</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



目。)に定める「個別施設計画」をいう。)などにおいて、施設の点検・保守その他の中長期の維持管理について、実施内容、実施時期、概算額等に係る計画(以下「維持管理計画」という。)を適切に策定するよう努める。

建築物竣工時に、工事の受注者が作成した維持管理計画の案等が工事請負契約の成果物として納品された場合は、維持管理計画の策定において参考とする。

(維持管理台帳の整備)

維持管理の対象となる各種の建築部位、建築設備、管理項目等を整理し、建築物等の概要、点検及び確認の結果、修繕履歴など維持管理の履歴を内容とする台帳(以下「維持管理台帳」という。)を適切に整備するよう努める。

## (2) 予算積算段階

### 【要点】

#### ・<P5 要点1>

ビルメンテナンス業務の予算積算の根拠資料として、国土交通省が公表する技術基準等を活用する。

#### ・<P5 要点2>

契約期間中の労務費等の高騰を見込んだ予算の積算を行う。

#### ・<P6 要点3>

積算にあたり、労務費等が高騰したときの受注者からの価格交渉に対して、単年度契約であることのみを理由に協議をしないことは優越的地位の濫用にあたるおそれがあることに留意する。

#### ・<P6 要点4>

PFI事業や指定管理者制度の場合も、人件費(委託料を含む)の高騰を見据えた予算を積算する。

「個別施設計画」をいう。)などにおいて、施設の点検・保守その他の中長期の維持管理について、実施内容、実施時期、概算額等に係る計画(以下「維持管理計画」という。)を適切に策定するよう努める。

(維持管理台帳の整備)

維持管理の対象となる各種の建築部位、建築設備、管理項目等を整理し、建築物等の概要、点検及び確認の結果、修繕履歴など維持管理の履歴を内容とする台帳(以下「維持管理台帳」という。)を適切に整備するよう努める。

(役務調達一般における予算と予定価格)

官公庁等において役務調達を競争に付する場合においては、予定価格の制限の範囲内で契約を行う必要がある。調達の財源が税金によって賄われるものであることから、官公庁等は適切な品質と価格で役務等を調達し、かつ調達の透明性を確保しなければならない。

予定価格とは、国の歳出歳入に係る事項を定める予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第79条によれば、「契約担当官等が、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定したもの」である。また、予決令第80条第2項において、「予定価格の積算においては、契約の目的となる役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されている。地方公共団体においても、予定価格は「地方公共団体側の予算執行の際の上限額としての性格を持つものであり、議会の議決を受けた予算を計画的に執行するために必要があるもの」とされ、かつ「(積算方法は)各地方公共団体の財務規則等により定められるものだが、(中略)、市場価格や需給の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定められるべきもの」と説明されている。

よって、官公庁等における役務調達一般における予定価格は、①適切な予算の執行を確保するための支出上限額、②当該役務の特性を考慮して適正に定められたもの、の2点を満たすものである必要があることから、そのような予定価格が設定できるような予算の積算を行う。

(ビルメンテナンス業務の特性を踏まえた予算の積算)

予算の積算にあたって考慮すべきビルメンテナンス業務の特性としては、大きく2点が挙げられる。

① 労務費割合(このガイドラインでは「業務委託費(保全業務費)」対

する直接人件費の割合」をいう。)が6割以上と高く、低入札による受注により、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、担い手の確保ができなくなるおそれがあること

② 建築保全業務に係る費用の積算を行う際の参考となる技術基準(基準、要領、資料)が国土交通省によって公表されていること

「1 本ガイドラインの位置付け」のとおり、担い手の中長期的な育成及び確保に配慮することにより、建築物の備えるべき品質を将来にわたり確保する必要性が品確法において規定されている。このため、ビルメンテナンス業務ではダンピングを防止できる適正な価格で契約を行えるような発注事務を行うことが必要となる。具体的な対応としては、適切な予算の積算、業務の性格等に応じた入札契約方法の選択、適正な予定価格の設定、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入、労務費の転嫁に向けた取組等が挙げられ、詳細については後述する。

#### <要点1>

官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)に基づき、国土交通省大臣官房官庁営繕部が公表している建築保全業務に係る技術基準として以下がある。官公庁等のビルメンテナンス業務の発注においては、各段階において、これらを根拠資料として適切に活用すること。

- ・ 建築保全業務共通仕様書
- ・ 建築保全業務積算基準、同要領
- ・ 建築保全業務労務単価
- ・ 庁舎維持管理費要求単価

特に、標準的な既存官庁施設の建築保全業務の予算積算段階においては、定期点検及び保守、運転・監視及び日常点検・保守、清掃に要する費用の標準的な単価として例年5月頃に国土交通省が公表している「庁舎維持管理費要求単価」を活用することが考えられる。また、同資料には、前

年度庁舎維持管理費要求単価を1とした場合の翌年度庁舎維持管理費要求単価の単価変動率も記載されている。

<要点2>

労務費等のコストの上昇(最低賃金法(昭和34年法律第137号)による最低賃金の改定や、建築保全業務労務単価の最新版の公表が想定される。)が生じた際、上昇分の取引価格への反映(契約金額変更)については、受注者との協議の上で決定することが求められる。これらのことから、労務費等の上昇を見込んだ予算を積算するよう努める。

<要点3>

なお、上記の「コストの上昇分の取引価格への反映」を考える際に、当該契約が単年度契約であることを理由に、契約期間中の契約金額変更に係る協議を行わずに、従来どおりに取引価格を据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)において禁止されている優越的地位の濫用にあたるおそれがあることに留意する。

<要点4>

また、PFI事業や指定管理者制度に関しては、選定事業者や指定管理者との間の協定等に、契約期間中の人件費等(人件費及び「委託料」として計上される委託先事業者の人件費を含む。)の上昇等について、リスク分担に関する具体的事項をあらかじめ契約内容に盛り込むことが望ましいこと等が、内閣府及び総務省によるガイドラインや通知で示されており、当該契約の内容に基づき、人件費等の上昇分を踏まえて予算を積算することが求められる。

業務委託費の積算方法や、契約金額変更の協議に係る詳細については後記のとおり。

### (3) 業務発注準備段階

#### 【要点】

##### ・<P8 要点5>

発注する業務によっては、受注者の専門性等の確保が必要となり、価格のみによる競争にはなじまない場合がある。そのような業務の調達には総合評価落札方式によって行う。技術評価基準は、後述する例を参考に、業務の性格や地域の実情等を考慮して設定する。

##### ・<P10 要点6>

予定価格は、労務費等の高騰を見込んだ予算に基づき、発注準備時点及び契約期間中の実勢価格を考慮して設定する。

(業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)

業務発注に当たっては、運用指針の趣旨及び本ガイドラインを踏まえ、建築物等の使用状況、地域の実情、業務内容等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。競争入札方式のうち、ビルメンテナンス業務を調達する際に一般的なものとは価格競争方式と総合評価落札方式である。

なお、本ガイドラインでは、予決令第91条第2項の規定により実施する入札と、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札の両者を「総合評価落札方式」と呼称する。

### (2) 業務発注準備段階

(業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)

競争入札方式には、価格競争方式と総合評価落札方式がある。業務発注に当たっては、運用指針の趣旨及び本ガイドラインを踏まえ、建築物等の使用状況、地域の実情、業務内容等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。

その際、ビルメンテナンス業務の中には、受注者の技術能力等により品質に影響が生じ、業務が適切に行われない場合は当該建築物の環境衛生が適切に確保されなくなるものもあることから、そのような業務については、価格と技術能力等を総合的に評価する総合評価落札方式を適用する必要がある。なお、国の調達の場合、総合評価落札方式の実施には、財

務大臣に協議を行う必要がある。

・価格競争方式

一定の技術者資格、業務の経験や業務成績(以下「業務実績」という。)等を競争参加資格として設定することにより品質を確保できる業務に適する方式

・総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務に適する方式

・価格競争方式

価格競争方式を採用する際は、一定の技術者資格、業務の経験や業務成績等(以下「業務実績」という。)を競争参加資格として設定することにより品質の確保を行うよう努める。

<要点5>

・総合評価落札方式

例えば、建築物利用者から苦情が寄せられた際の対応や、清掃作業後の自主検査を仕様に含める業務など受注者の技術能力等により品質に影響が生じる業務、業務が適切に行われない場合に当該建築物の環境衛生が適切に確保されなくなるような業務、参加事業者からの改善提案等によりコストの削減につながり、費用対効果を最大限発揮できることが期待されるような業務等については、価格と性能等を総合的に評価する総合評価落札方式を採用することが考えられる。競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務に適する。

当該方式を採用する場合、受託者に必須で求める条件は、技術評価基準ではなく、競争参加資格において定める。

(総合評価落札方式の実施に係る事前準備)

普通地方公共団体が総合評価落札方式を実施する際は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項の規定により、あらかじめ、落札者決定基準を定める必要がある。その際、同条第4項及び第5項に定める手続きにより、あらかじめ学識経験者の意見を聴く必要がある。

また、国による調達の場合、総合評価落札方式の実施には、予決令第91条第2項の規定に基づき、各省各庁の長が財務大臣に協議を行う必要

がある。

➤ 適切な技術評価基準の設定等

総合評価落札方式における技術能力等の評価の基準(以下「技術評価基準」という。)の作成に当たっては、業務の性格に応じ、競争参加者(応札事業者)や当該業務に配置が予定される技術者の業務実績や業務遂行能力、当該競争参加者の業務履行状況に対する検査の体制(以下「履行評価能力」という。)等を適切に評価項目に設定するよう努める。

その際、業務遂行能力については、作業責任者、従事者研修指導者及び従事者が建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)や医療法(昭和23年法律第205号。病院清掃業務の場合に限る。)などの関係法令等に定める講習又は研修の修了者であること、履行評価能力については、「建築物における維持管理マニュアル」(平成20年1月25日健衛発第0125001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)第5章2に示す「清掃の点検のポイント」に係る履行評価能力の有無等を評価項目とすることも考えられる。

なお、建築物衛生法に基づく都道府県知事による登録制度については「コラム1」で詳細を記載する。

さらに、必要に応じて、災害時における業務実施体制や活動実績の評価、近隣地域での業務実績などの当該地域への精通の程度の指標となるものを、評価項目に設定することも考えられる。

また、業務の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の業務実施体制の確保状況を確認するために、過去の類似の業務履行実績や、直近の経営状況、苦情処理体制の構築等、仕様書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査できる技術評価基準を検討する。

加えて、競争参加者が設ける雇用関係制度(実務経験の少ない若年労働者の登用制度や、育児・介護休暇及び休業制度等)や、作業責任者を一定期間業務現場に配置することで、企業による現場のバックアップを実施していること等を評価する「企業体制評価項目」を設けるなど、適切な評価項目の設定に努める。

また、国の調達においては、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について(令和3年12月17日財計第4803号)」を踏まえ、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設ける。地方公共団体においても、当該措置を参考とすることが考えられる。

➤ 業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定

総合評価落札方式を実施する際に、業務の性格等を鑑みて、競争参加者に技術提案を求めることも可能である。

この場合、すべての調達で競争参加者に高度な技術提案を求める必要はない。技術的な工夫の余地が小さい業務であれば、業務実施計画の作業工程管理や、業務実施上配慮すべき事項、品質管理方法についての工夫(例えば、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が設ける「建築物清掃管理評価資格者(通称:インスペクター)」を配置すること)を、簡易な技術提案として競争参加者に求めることも考えられる。

(現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成)

建築保全業務共通仕様書を参考として、個別施設の維持管理計画、建築物固有の条件に依存する業務項目、業務数量、作業条件等を踏まえ、適切に仕様書等(仕様書、図面、維持管理台帳、作業指示書その他の附属書類を含む。以下同じ。)を作成し、積算内容との整合を図る。

なお、仕様書等の作成に当たっては、業務に必要な全ての事項を確

(現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成)

個別施設の維持管理計画、建築物固有の条件に依存する業務項目、業務数量、作業条件等を踏まえ、適切に仕様書等(仕様書、図面、維持管理台帳、作業指示書その他の附属書類を含む。以下同じ。)を作成し、積算内容との整合を図る。

なお、仕様書等の作成に当たっては、業務に必要な全ての事項を確



実に盛り込むよう、十分に留意する。仕様書等に記載されていない役務を、受託者に無償で提供させることはできない。

また、当該調達を分離又は分割することがより効果的・効率的な契約内容の履行に資する場合にあつては、分離・分割発注を行う。

#### <要点6>

(適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、受託者が、業務の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を確保できるよう、上記を踏まえて適切に作成された仕様書等に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法(大正11年法律第70号)等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料及び業務実施の実態等を的確に反映した積算を行う。

積算に当たっては、現場の実態に即した業務実施条件を踏まえた上で最新の建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領を活用するとともに、各種制度改正(特に被用者保険の適用拡大)に伴う事業主の保険料負担の変化について、できる限り実態を把握する。

また、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、原材料費、エネルギー価格等を適切に反映する。その際、労務単価については、毎年度作成・公表される建築保全業務労務単価の最新版を活用する。また、ビルメンテナンス業者から参考

実に盛り込むよう、十分に留意する。

(適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、業務の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、業務を実施する者が確保することができるよう、適切に作成された仕様書等に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法(大正11年法律第70号)等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料及び業務実施の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、現場の実態に即した業務実施条件を踏まえた上で最新の建築保全業務積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を活用するとともに、各種制度改正(特に、被用者保険の適用拡大(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)による被用者保険(健康保険及び厚生年金保険)の適用範囲に係る見直しをいう。以下同じ。))に伴う事業主の保険料負担の変化について、できる限り実態を把握する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、原材料費、エネルギー価格等を適切に反映する。その際、労務単価については、毎年度作成・公表される建築保全業務労務単価(国土交通省大臣官房官庁営繕部)の最新のものを活用する。ま

見積書等を徴取する場合は、最新の建築保全業務労務単価が参考見積等に反映されるように配慮する。また、建築保全業務労務単価の地区名となっていない都道府県内の業務においては、近隣の地区区分の建築保全業務労務単価を補正して活用することも考えられる。なお、地方公共団体が独自に労務単価を定めており、最新の建築保全業務労務単価を超えている場合は、当該地方公共団体の独自の当該労務単価を活用する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。また、最新の業務実態や最低賃金額、労務単価、原材料費、エネルギー価格等の上昇額等の地域特性等を踏まえて積算内容を見直すとともに、遅滞なく適用する。さらに、年度途中の最低賃金の改定を見込んで予定価格を設定することも検討する。

また、適正な積算に基づく金額の一部を控除して予定価格とする、いわゆる「歩切り」は、品確法第7条第1項第1号の趣旨に抵触すること等から、これを行わない。

予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、各種制度改正(特に被用者保険の適用拡大)を加味した上での必要な法定福利費の確保、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

(適切な発注時期の設定等)

人員及び資材の確保、施設の状況把握、従事者の教育等の業務開始に必要な準備期間として、落札者決定の通知日等から起算して1か月以上を確保できるように入札を実施する。併せて、受注者が変更された場合に円滑に業務が引き継がれるよう、適切な引継期間を設ける等の配慮を行う。

また、災害発生時に、例えば、避難所になるような施設において、応急

た、ビルメンテナンス業者から参考見積書等を徴取する場合は、最新の建築保全業務労務単価を踏まえて積算に適切な価格が反映されるよう配慮する。建築保全業務労務単価が作成・公表されていない都道府県においては、近隣都道府県の建築保全業務労務単価を補正して活用する。なお、地方公共団体が独自に労務単価を定めており、最新の建築保全業務労務単価を超えている場合は、当該地方公共団体の独自の当該労務単価を活用する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。また、最新の業務実態や最低賃金額、労務単価、原材料費、エネルギー価格等の上昇額等の地域特性等を踏まえて積算内容を見直すとともに、遅滞なく適用する。さらに、年度途中の最低賃金額の改定を見込んで予算を確保することも検討する。

また、適正な積算に基づく金額の一部を控除して予定価格とする、いわゆる「歩切り」は、品確法第7条第1項第1号の趣旨に抵触すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、各種制度改正(特に被用者保険の適用拡大)を加味した上での必要な法定福利費の確保、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

(適切な発注時期の設定等)

人員及び資材の確保、施設の状況把握、従事者の教育等の業務開始に必要な準備期間を確保できるよう適切な発注時期を設定する。受注者が変更された場合に円滑に業務が引き継がれるよう、適切な引継期間を設ける等の配慮を行う。

また、災害発生時に、例えば、避難所になるような施設において、応急

的な消毒・清掃業務などの迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の業務実施体制を有するビルメンテナンス業者等と災害協定を締結するなどにより、ビルメンテナンス業者等を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

#### (4) 入札契約段階

##### 【要点】

##### ・＜P12 要点7＞

ダンピング防止策として、各制度を導入できる場合においては、原則として全ての入札において低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入するとともに、低入札価格調査を行う際は、実効性を確保できるよう、入札価格の内訳書の徴取や、労務費等が内訳に適切に反映されているか確認すること。

##### ・＜P19 要点8＞

賃金水準等の変動に応じた期中の契約金額の変更について、迅速かつ適切に協議を行えるよう、契約書にスライド条項を予め記載する。なお、契約書にスライド条項がない場合においても、賃金水準や物価水準の変動に伴う契約額の変更は可能である。

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

##### ➤ 適切な競争参加資格の設定

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながるような留意する。

また、法令に違反して社会保険等(健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。以下同じ。)に加入していない悪質な事業者を競争参加者から排除するため、必要事項を競争参加資格として明記し、証明書類を提出させることにより確認する等の措置を講ずることを検討する。

的な消毒・清掃業務などの迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の業務実施体制を有するビルメンテナンス業者等と災害協定を締結するなどにより、ビルメンテナンス業者等を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

#### (3) 入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

##### ＜適切な競争参加資格の設定＞

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながるような留意する。

また、法令に違反して社会保険等(健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。以下同じ。)に加入していないビルメンテナンス業者を業務の受託業者から排除するため、必要事項を競争参加資格として明記し、証明書類を提出させることにより確認する等の措置を講ずることを検討する。

➤ 個別業務に際しての競争参加者の審査等

業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務実績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、建築物衛生法第12条の2の規定による都道府県知事の登録(以下「知事登録」という。詳細は「コラム1」を参照。)を受けていることを適切な競争参加資格の1つとして設定することを検討する。加えて、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条の規定による障害者の法定雇用率を達成していること、一般財団法人医療関連サービス振興会が設ける医療関連サービスマークや環境省が設けるエコチューニング事業者認定の有無などを検討することも考えられる。

業務実績を競争参加資格に設定する場合には、業務の技術特性、地域の特性、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、業務実施能力のないビルメンテナンス業者を排除するなど適切な審査に努める。なお、業務実績の確認に当たっては、同一の発注者において過去の類似業務の実績がある場合には、後記の業務完了後の評価結果を指標とするなどの方法も考えられる。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建築物衛生法その他業務に関する諸法令(社会保険等に関する法令を含む。)を遵守しない企業、知事登録を受けていることを競争参加資格とする場合に知事登録を取り消されてから2年を経過しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

＜個別業務に際しての競争参加者の審査等＞

業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務実績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定について検討する。その際、必要に応じて、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)第12条の2に基づく都道府県知事の登録(以下「知事登録」という。)を受けていること、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条に基づく障害者の法定雇用率を達成していること、一般財団法人医療関連サービス振興会が設ける医療関連サービスマークや環境省が設けるエコチューニング事業者認定の有無などを考慮することも考えられる。

業務実績を競争参加資格に設定する場合には、業務の技術特性、地域の特性、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、業務実施能力のないビルメンテナンス業者を排除するなど適切な審査に努める。なお、業務実績の確認に当たっては、同一の発注者において過去の類似業務の実績がある場合には、後述の業務完了後の評価結果を指標とするなどの方法も考えられる。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建築物衛生法その他業務に関する諸法令(社会保険等に関する法令を含む。)を遵守しない企業、知事登録を取り消されてから2年を経過しない企業(知事登録を受けていることを競争参加資格とする場合)等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

(業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

業務の性格等から見て、より適切に入札手続を実施できると認められる場合には、総合評価落札方式において競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めることも考えられる。この場合、求める技術提案は必ず

しも高度な技術を要するものであることが求められるものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な業務においては、技術審査において審査する業務実施計画の作業工程管理や業務実施上配慮すべき事項、品質管理方法(公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が設ける建築物清掃管理評価資格者を配置する等)等についての工夫を技術提案として求めることも考えられる。

(競争参加者の業務実施能力の適切な評価項目の設定等)

総合評価落札方式における業務実施能力の評価に当たっては、業務の性格に応じ、競争参加者や当該業務に配置が予定される技術者の業務実績や業務遂行能力、当該業者の業務履行状況に対する検査の体制(以下「履行評価能力」という。)などを適切に評価項目に設定するよう努める。その際、業務遂行能力については、作業監督者、従事者研修指導者及び従事者が建築物衛生法や医療法(昭和23年法律第205号。病院清掃業務の場合に限る。)など関係法令等に定める研修・講習の修了者であること、履行評価能力については、建築物における維持管理マニュアル(平成20年1月25日付け健衛発第0125001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)第5章2に示される「清掃の点検のポイント」に係る履行評価能力の有無等を評価項目とすることも考えられる。さらに、必要に応じて災害時における業務実施体制や活動実績の評価、近隣地域での業務実績などの企業の地域の精通度を評価項目に設定することも考えられる。

加えて、実務経験の少ない若年労働者や女性等の登用制度を設けている場合は、業務実績に加えて業務実施計画を評価するほか、作業責任者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。

また、国の調達においては、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付け財計第

#### <要点7>

##### ➤ ダンピングの防止、予定価格の事後公表

低入札による受注は、業務の手抜き、労働条件の悪化、安全衛生対策の不徹底等につながる懸念される。また、ダンピングが常態化すると、担い手の確保ができなくなるおそれがある。

ダンピングを防止するため、他の発注者の取組状況を参考にしながら、業務の発注に係る契約のうち請負契約に該当するものについては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。なお、国が低入札価格調査制度の対象とすることができる調達は、予決令第84条の規定により予定価格が1,000万円を超える請負契約に係るものとなっているが、普通地方公共団体の場合は、予定価格が1,000万円以下である請負契約に係る調達でも低入札価格調査制度を活用することが可能である。

4803号)を踏まえ、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設ける。

総合評価落札方式の実施方針や複数の業務に共通する評価方法の決定のほか、個別業務の評価方法や落札者の決定については、業務の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴くことも考えられる。地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第4項等に定める手続により行う。

また、業務の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の業務実施体制の確保状況を確認するために仕様書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式の実施を考慮する。

##### <ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表>

低入札による受注は、業務の手抜き、労働条件の悪化、安全衛生対策の不徹底等につながる懸念される。

ダンピング受注を防止するため、国や他の発注者の取組状況を参考にしながら、業務の発注に係る契約のうち請負契約に該当するものについては、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。なお、国の低入札価格調査制度の対象は予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第84条により予定価格が1000万円を超える請負契約となっているが、地方公共団体においては予定価格1000万円以下の請負契約を低入札価格調査制度の対象とすることも可能である。

低入札価格調査制度の活用にあたっては、当該価格を下回った者を調査対象とする目的で定める低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)の算定方法を、あらかじめ設定する必要がある。

調査基準価格算定方法の設定の際は、例えば、直接人件費や、法定福利費が確保できないと考えられる価格での契約は不適切であることから、そのような観点で調査基準価格の算定方法を定めることが考えられる。また、実効性のある手段及び方法によって調査を行うため、入札価格の内訳書を徴取する等により、適正に作成された予定価格に照らし、業務に必要な人件費等が入札価格に反映されているかについて確認すること、特に人件費等については、過去の類似の契約等に照らし、適切な人員数が見込まれているかどうか、都道府県別の最低賃金や建築保全業務労務単価など利用可能な資料により適切な単価で積算されているか否かについても可能な限り調査及び確認を行うことが適当である。

また、最低制限価格制度を導入している場合においても、上記の調査基準価格の算定方法を踏まえ、最低制限価格を設定することが望ましい。

さらに、「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に

低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力による、より低い価格での落札の促進と業務の品質の確保の徹底の観点から、必要に応じ、落札率(予定価格に対する契約価格の割合をいう。)と後述する業務完了後の評価結果との関係も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直すことも考えられる。また、地方公共団体においては、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を調査基準価格に近づけ、これによって適正な業務への懸念があるビルメンテナンス業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保する。

向けた更なる取組について」(令和7年6月26日付け総行第325号・総行経第3号、総務省自治行政局行政課長・行政経営支援室長通知)により、「原則として全ての入札において制度(低入札価格調査制度・最低制限価格制度)を導入することについて積極的に検討」することが地方公共団体に求められている。

総合評価落札方式においては、低入札価格調査制度のみが活用できる(地方自治法施行令第167条の10の2第2項)。ただし、総合評価落札方式において、価格による失格基準を別途定めることができるため、最低制限価格制度を活用したときと同様のダンピング防止効果を得ることが可能である。

なお、調査基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった競争参加者が受注する事態が生じるなど、ビルメンテナンス業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、公表する場合は、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が、くじ引きの結果により受注するなど、ビルメンテナンス業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じるものとする。

また、業務の入札に係る申込み(応札)の際、入札参加者に対して入札金額の内訳書の提出を求める場合には、書類に不備(例えば内

なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じるなど、ビルメンテナンス業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が、くじ引きの結果により受注するなど、ビルメンテナンス業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じるものとする。

また、業務の入札に係る申込みの際、入札参加者に対して入札金額の内訳書の提出を求める場合には、書類に不備(例えば内訳書の提出



訳書の提出者名の誤記、入札件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等)があるものについては、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金に係る制度(最低賃金額の改定時期、地域における最低賃金額の上昇額、最低賃金額の計算方法等)及び社会保険等に係る制度(各種制度改正(特に被用者保険の適用拡大)の内容を含む。))について十分周知することとする。

#### <要点8>

##### (契約書におけるスライド条項の記載)

年度途中に、賃金水準や物価水準の変動が生じた場合は、継続的なビルメンテナンス業務の実施に支障が生じることがないように配慮する。契約を締結する際の契約書に、契約金額の変更について迅速かつ適切に協議を行えるように、当該事態を想定した取り決めを記載した条項(いわゆるスライド条項)を予め記載すること等を推奨する。

なお、契約書にスライド条項がない場合においても、賃金水準や物価水準の変動に伴う契約額の変更は可能であり、協議を行わずに契約金額を据え置くことは不適切であることに注意する。スライド条項は、予め契約内容に含めておくことで、双方による協議を円滑に進めるためのものである。

##### (入札不調・不落時の見積りの活用等)

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合(不落)等、標準積算と現場の業務の実施実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

者名の誤記、入札件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等)があるものについては、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)による最低賃金に係る制度(最低賃金額の改定時期、地域における最低賃金額の上昇額、最低賃金額の計算方法等)及び社会保険等に係る制度(各種制度改正(特に被用者保険の適用拡大)の内容を含む。))について十分周知することとする。

さらに、年度途中で最低賃金額の改定に備えて、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れるとともに、賃金水準や物価水準の変動により、適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じることがないように、賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う旨の条項を予め契約に入れること等を検討する。

##### (入札不調・不落時の見積りの活用等)

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の業務の実施実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・ 入札参加者から業務の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・ 仕様書等に基づく労務量、業務実施条件等が業務の実施実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、一方、上記の方法によらず、当初の予定価格により、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予決令第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定する随意契約（いわゆる不落随契）の活用も検討する。

（公正性・透明性の確保、不正行為の排除）

入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

談合や贈収賄といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における受託者の賠償金支払い義務を契約締結時に併せて特約す

- ・ 入札参加者から業務の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・ 仕様書等に基づく労務量、業務実施条件等が業務の実施実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不落随契）の活用も検討する。

（公正性・透明性の確保、不正行為の排除）

入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

談合や贈収賄といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における受託者の賠償金支払い義務を契約締結時に併せて特約すること

ること(違約金特約条項)等により、談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、独占禁止法に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

#### (再委託の適正化)

不適切な再委託により、ビルメンテナンス業務の適正な履行が損なわれないよう、次に掲げる措置を実施する。

##### ➤ 一括再委託の禁止

委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止する。

##### ➤ 再委託の承認

再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行う。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行う。

- ① 再委託を行う合理的理由
- ② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ③ その他必要と認められる事項

(違約金特約条項)等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めること、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反する行為の疑いのあるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

#### (再委託の適正化)

不適切な再委託により、ビルメンテナンス業務の適正な履行が損なわれないよう、次に掲げる措置を実施する。

##### ＜一括再委託の禁止＞

委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止する。

##### ＜再委託の承認＞

再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行う。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行う。

- ① 再委託を行う合理的理由
- ② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ③ その他必要と認められる事項

➤ 履行体制の把握及び報告徴収

再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させる。

委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じる。

(5) 業務実施段階

【要点】

・<P16 要点9>

労務費指針の「発注者として採るべき／求められる行動」を踏まえた対応を行う。

- ・ 年度途中の賃金水準や物価水準の変動に応じた契約金額の変更については適切に協議を行う。再委託がある場合はサプライチェーン全体を考慮した協議を行う。
- ・ 発注者から定期的に労務費の転嫁について協議の場を設けることが望ましい。
- ・ 受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重する。
- ・ 受注者からの正当な価格交渉に対して適切な協議を行わずに契約金額を据え置くことは、独占禁止法における優越的地位の濫用にあたるおそれがあることに留意する。
- ・ 契約変更に係る意思決定は専決者まで上げて行う。

<要点9>

(労務費等の上昇に伴う価格転嫁への対応)

最低賃金額や建築保全業務労務単価の改定状況、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視する。特に、賃金水準、労務単価の上昇

<履行体制の把握及び報告徴収>

再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させる。

委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じる。

(4) 業務実施段階

に伴う価格転嫁については、労務費指針に則り、「発注者として採るべき／求められる行動」を踏まえた対応に努める。また、再委託を行っている場合は、サプライチェーン全体を考慮した協議を行うように努める。

年度途中に労務費の改定があった場合や、その他の価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。このとき、受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けることが望ましい。

賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う。

また、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。なお、労務費上昇の理由の説明や根拠資料につき、公的機関等の公表資料に基づくものが提出されているにもかかわらず、これに加えて詳細なものや受注者のコスト構造に関わる内部情報まで求めることは、実質的に受注者からの価格転嫁に係る協議の要請を拒んでいるものと評価され得るところ、これらが示されないことにより明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

加えて、労務費の上昇分についての取組方針については、発注担当者のみで対応を決定せず、意思決定の具体的内容を当該契約の専決者まで上げて決定する。

以上については、労務費指針の「発注者として採るべき／求められる行動」において詳細が記載されているので参照されたい。

(災害時等の予期せぬ業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等

(業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

の変更)

上記のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の変更を適切に行う。

(業務履行中の実施状況の確認等)

業務期間中においては、その品質が確保されるよう、作業計画書や作業マニュアル、業務実施体制図、緊急連絡体制、自主的な検査に係る計画、業務履行報告書(日報や月報)など、必要に応じて確認する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な業務実施がなされるよう、通常より業務実施状況の確認等の頻度を増やすこと、業務を履行する受注者又は当該業務に配置された技術者の業務実績や業務遂行能力、履行評価能力などが、入札手続において評価項目に設定されたものより下回っていないかを確認すること等の対策を実施するよう努める。

また、受注者から履行状況の定期的な報告を受けるとともに、業務履行の節目において、必要な確認(以下「業務実施中の履行確認」とい

前述のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の変更を適切に行う。

また、最低賃金額の改定、労務単価、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中に最低賃金の改定があった場合や価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。なお、賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う。

(業務履行中の実施状況の確認等)

業務期間中においては、その品質が確保されるよう、作業計画書や作業マニュアル、業務実施体制図、緊急連絡体制、自主的な検査に係る計画、業務履行報告書(日報や月報)など、必要に応じて確認する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な業務実施がなされるよう、通常より業務実施状況の確認等の頻度を増やすこと、業務を履行する受注者又は当該業務に配置された技術者の業務実績や業務遂行能力、履行評価能力などが、入札手続において評価項目に設定されたものより下回っていないかを確認すること等の対策を実施するよう努める。

また、受注者から履行状況の定期的な報告を受けるとともに、業務履行の節目において、必要な確認(以下「業務実施中の履行確認」という。)

う。)を適切に実施するよう努める。業務実施中の履行確認については、業務の実施状況について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、後記の業務完了後の評価に反映させるよう努める。

加えて、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金の確保等、適正な労働環境の確保を促進することが規定された趣旨を踏まえ、発注者は業務に従事する者への賃金の支払い等に関し、その実態を把握するよう努める。

(維持管理に関する情報共有)

業務開始に際して、施設概要、使用条件、保全方法等に関する関連資料等を用い情報共有を図るよう努める。業務開始後も必要に応じて業務に関する情報等の伝達・共有化に努める。

#### (6) 業務完了後

(業務完了後の適切な履行検査・評価等)

契約期間が満了し、業務が完了する際には、契約書等に定めるところにより検査(以下「業務完了後の履行検査」という。)を行うとともに業務完了後の評価を行うよう努める。

業務完了後の履行検査については、業務について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに評価結果に反映させるよう努める。

各発注者は、この評価を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定するよう努める。また、各発注者は評価結果に関する資料のデータベースを整備することを検討する。

(施設機能に関する現況確認)

業務実施中の履行確認及び業務完了後の履行検査を踏まえ、施設の

を適切に実施するよう努める。業務実施中の履行確認については、業務の実施状況について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、後述の業務完了後の評価に反映させるよう努める。

加えて、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金の確保等、適正な労働環境の確保を促進することが規定された趣旨を踏まえ、発注者は業務に従事する者への賃金の支払い等に関し、その実態を把握するよう努める。

(維持管理に関する情報共有)

業務開始に際して、施設概要、使用条件、保全方法などに関する関連資料などを用い情報共有を図るよう努める。業務開始後も必要に応じて業務に関する情報等の伝達・共有化に努める。

#### (5) 業務完了後

(業務完了後の適切な履行検査・評価等)

契約期間が満了し、業務が完了する際には、契約書等に定めるところにより検査(以下「業務完了後の履行検査」という。)を行うとともに業務完了後の評価を行うよう努める。

業務完了後の履行検査については、業務について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに評価結果に反映させるよう努める。

各発注者は、この評価を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定するよう努める。また、各発注者は評価結果に関する資料のデータベースを整備することを検討する。

(施設機能に関する現況確認)

業務実施中の履行確認及び業務完了後の履行検査を踏まえ、施設の

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>現況について確認するとともに、事業者が変更された場合も円滑に業務が引き継がれるよう、次年度以降の業務発注に変更を及ぼす事項を把握するよう努める。</p> <p>3 発注体制の強化等</p> <p>各発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国等の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国等は、講習会や研修の機会を捉えて、各発注者間の連携に資するよう、情報交換等が積極的に行える環境作りに配慮する。</p> <p><u>コラム1 建築物衛生法に基づく知事登録制度の概要</u></p> <p><u>コラム2 労務費指針で述べられている「発注者としての行動」</u></p> <p><u>本文・コラム各注釈</u></p> | <p>現況について確認するとともに、事業者が変更された場合も円滑に業務が引き継がれるよう、次年度以降の業務発注に変更を及ぼす事項を把握するよう努める。</p> <p>3 発注体制の強化等</p> <p>各発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国等の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国等は、講習会や研修の機会を捉えて、各発注者間の連携に資するよう、情報交換等が積極的に行える環境作りに配慮する。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



# 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」

(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)

(抜粋)

## I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現

### 2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し

日本経済を、賃上げと投資の好循環による成長軌道に確実に乗せていくためには、足元での円安等を背景としたコストプッシュインフレ・物価高への対応を進めるとともに、物価が上昇基調になったことを踏まえ、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、見直しを進める必要がある。すなわち、国が民間に賃上げと価格転嫁を呼び掛けるだけでなく、今こそ、国が賃上げと価格転嫁の先導役になり、日本経済を絶対にデフレ時代に後戻りさせることのないように、官の取組を進めなければならない。

この観点から、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」において、①働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、②公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、③全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることにより、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフ時代に固定化されたあらゆる官側の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進める。また、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

## II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の推進

賃上げこそが成長戦略の要である。

2029 年度までの 5 年間で、日本経済全体で、実質賃金で年 1 % 程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 % 程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

特に、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるため、2029 年度までの 5 年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4 兆円（2023 年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0 兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

## 1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

### （１）官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県 GDP に占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている。中小企業・小規模事業者の賃上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

#### ① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り

方が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。
- ・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

## ② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定

福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

### ③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約7割で未導入となっている。また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

### ④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- ・ 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- ・ 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。

- ・ 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- ・ 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。
- ・ 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
- ・ 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
- ・ NPO 等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。

また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

## （２）労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細かに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

### ① 中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Ｇメン、公正取引委員会による優越Ｇメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のＧメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小企業の取引適正化を一層推進するため、中小受託取引適正化法違反により勧告を受けた企業には、行為の内容や中小企業との取引への影響等の観点に留意しつつ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討し、措置していく。

## ② パートナースhip構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナースhip構築宣言を行った企業数は本年5月には約7万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の8割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

## ③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点22業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

## ④ サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で321か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

## ⑤ 官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この20年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」、「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していくため、消費者への周知・啓発を行う。

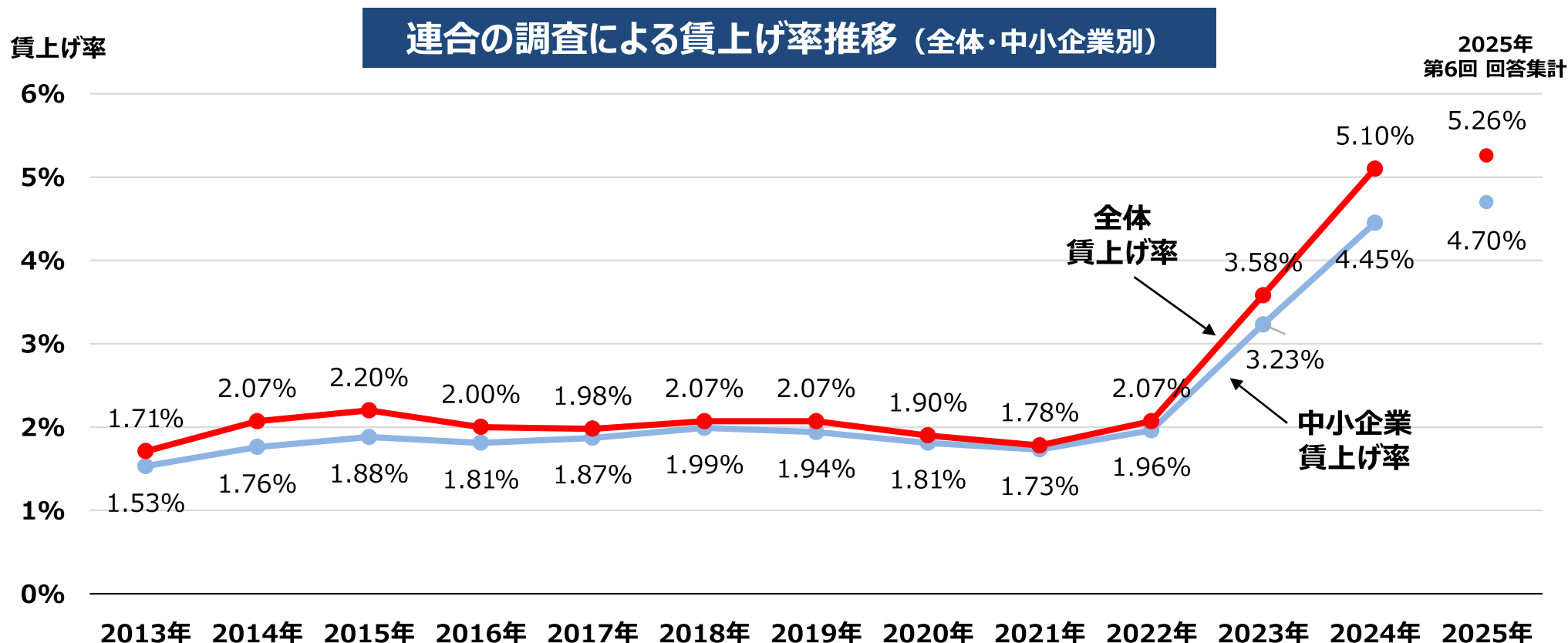
新しい資本主義の  
グランドデザイン及び実行計画  
2025年改訂版  
基礎資料集

令和7年6月13日

# 春季労使交渉における賃上げ率の推移（連合調査）

- 連合の調査によると、2024年の賃上げ率は5.10%、中小企業に限った賃上げ率は4.45%となった。
- 2025年の賃上げ率は、6月5日に公表された第6回 回答集計（注）では5.26%、中小企業に限った率は4.70%。

（注）春季労使交渉の集計結果は、初回集計（3月）から最終集計（7月）まで、7回に分けて結果が公表される。



（注1）調査対象は各労働組合のうち、平均賃金方式（労働者1人当たり平均賃金について賃上げ要求を行い、決定され、これを基準として労働者全体の賃金の改定が行われる方式）で回答を引き出した組合。中小企業は組合員数300人未満の企業。2024年は全体が5,284組合、中小企業が3,816組合。

2025年は第6回 回答集計（なお、2024年の第6回 回答集計は、全体賃上げ率5.08%、中小企業賃上げ率4.45%）。

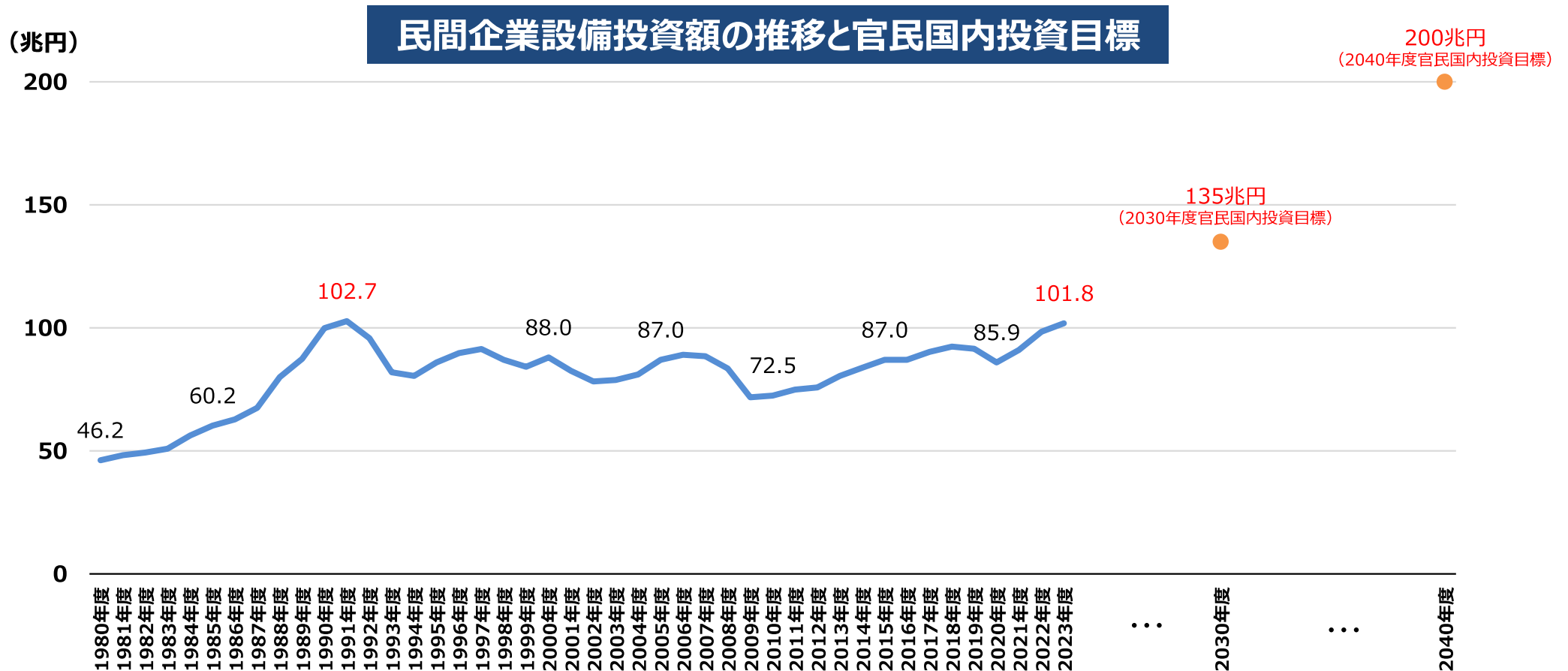
（注2）賃上げ率は、各企業の定昇相当込み賃上げ率について、組合員数による加重平均を行った値を用いている。

（出所）連合「2024春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2024年7月3日公表）、連合「2025春季生活闘争第6回回答集計結果」（2025年6月5日公表）を基に作成。



# 民間企業設備投資額の推移と官民国内投資目標

- 近年、日本企業による設備投資額は増加を続けており、2023年度は101.8兆円と、1991年度（102.7兆円）から32年ぶりに100兆円台を回復。
- 2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。



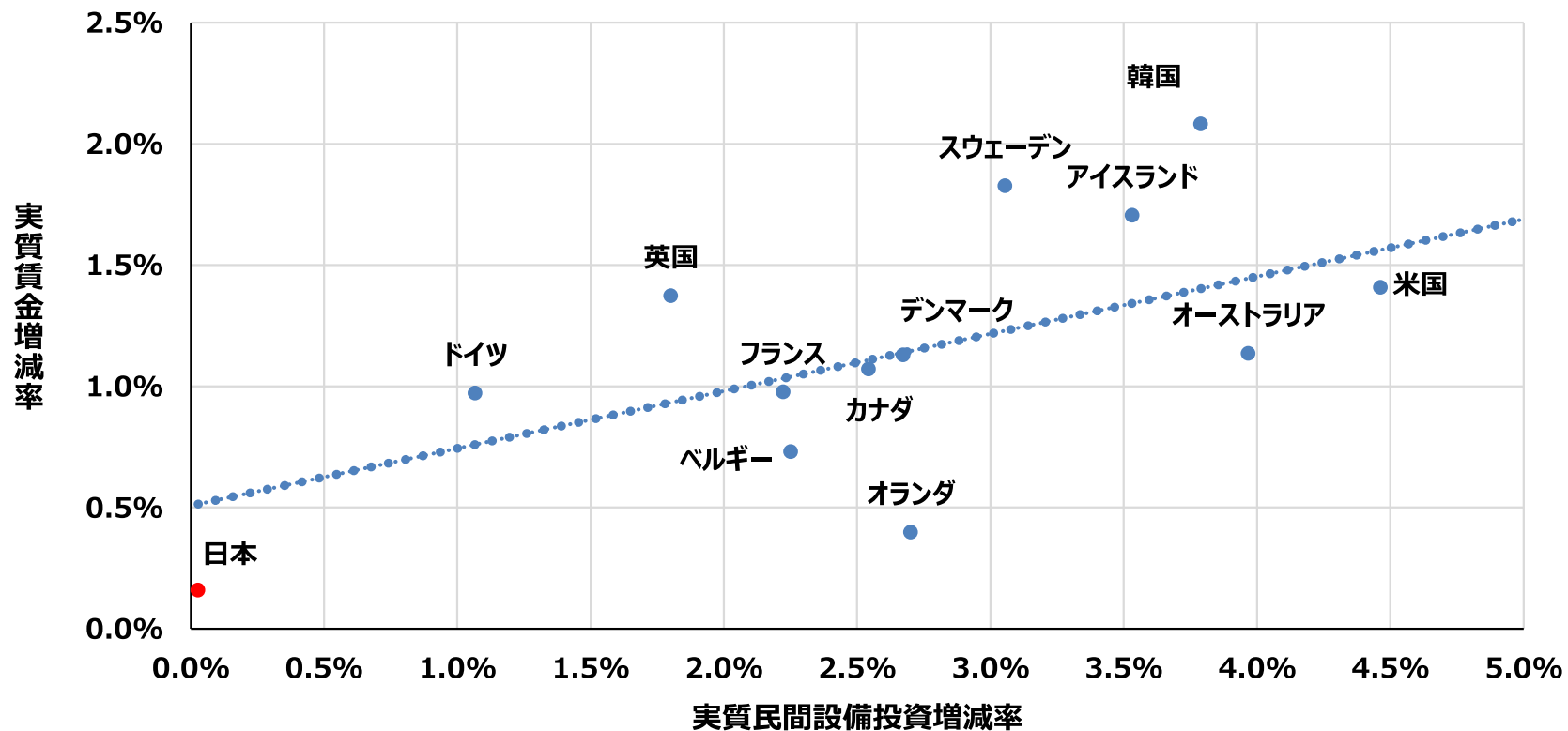
(注) 「民間企業設備」の名目値。1993年度以前の数値は、2015年（平成27年）基準支出側GDP系列簡易遡及。

(出所) 内閣府「国民経済計算」、経団連「国内投資の拡大に向けて」（2025年1月27日 国内投資拡大のための官民連携フォーラム 資料5）を基に作成。

# 賃金と民間設備投資の関係

- 国内投資の増加は、労働生産性の向上を通じて賃金上昇につながる。
- 日本は、設備投資と賃金の両方とも上昇率が低い。

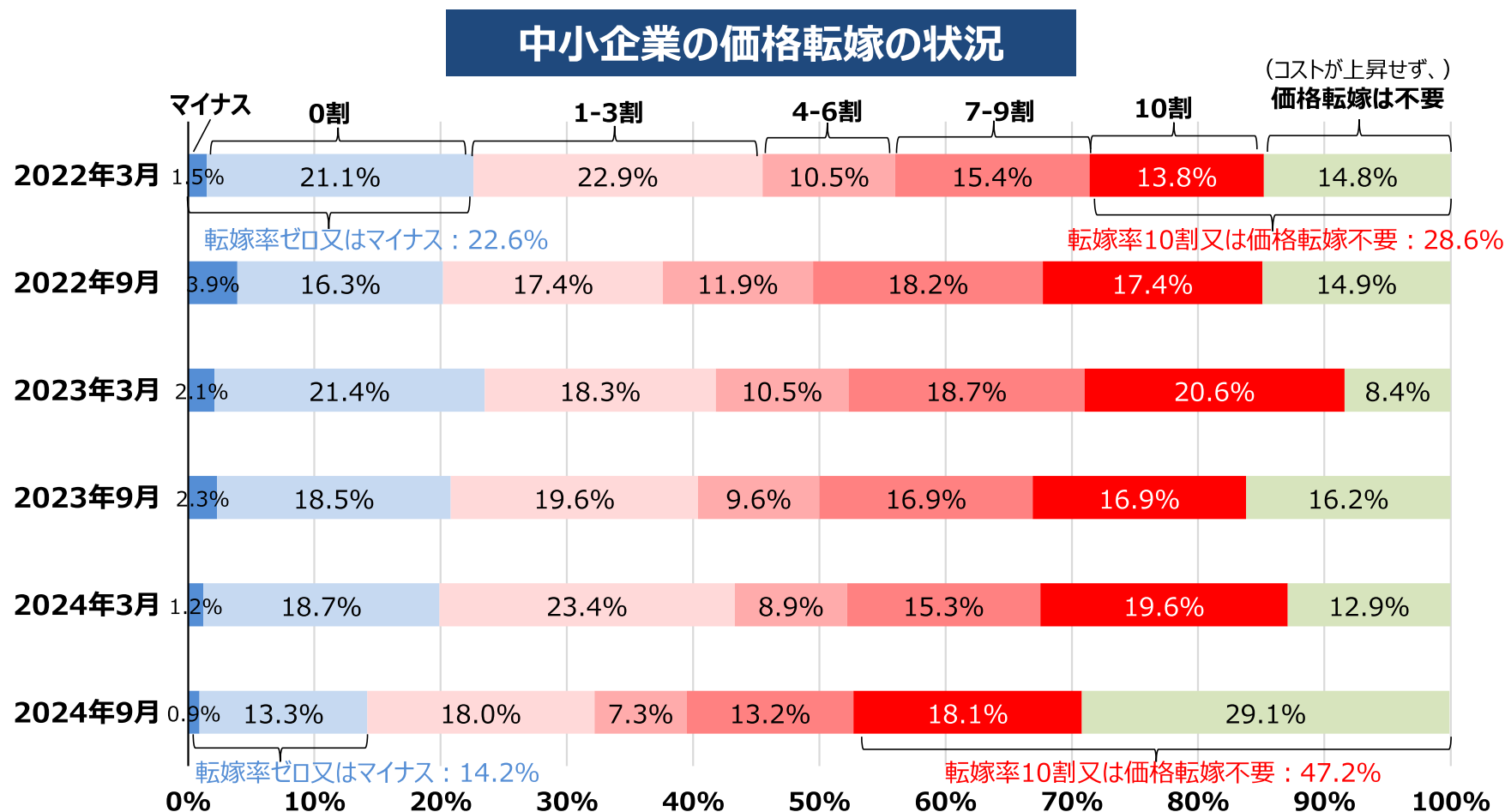
## 賃金と民間設備投資の関係（1991-2021年の年平均増減率）



(注) 実質賃金（縦軸）は総雇用者報酬（実質値）を従業者数で割り、「正規労働者の平均労働時間/全労働者の平均労働時間」を乗じたもの。  
すなわち労働者の平均労働時間の変化に伴う影響を取り除いた推移を示している。民間設備投資（横軸）は住宅を除く民間設備投資の実質値。  
(出所) 経済産業省資料（元データはOECD Data Explorer）を基に作成。

# 中小企業の価格転嫁の状況

- 中小企業庁の調査によると、「価格転嫁率10割（コストを全て価格転嫁できた）」又は「（コストが上昇せず、）価格転嫁は不要」と回答した中小企業の割合は、2022年3月時点で28.6%であったが、2024年9月時点で47.2%に上昇。
- 他方、「価格転嫁率0割（価格転嫁が全くできない）」と回答した企業も比率が減少しているとはいうものの（22.6%→14.2%）、残っており、転嫁対策の徹底が必要。

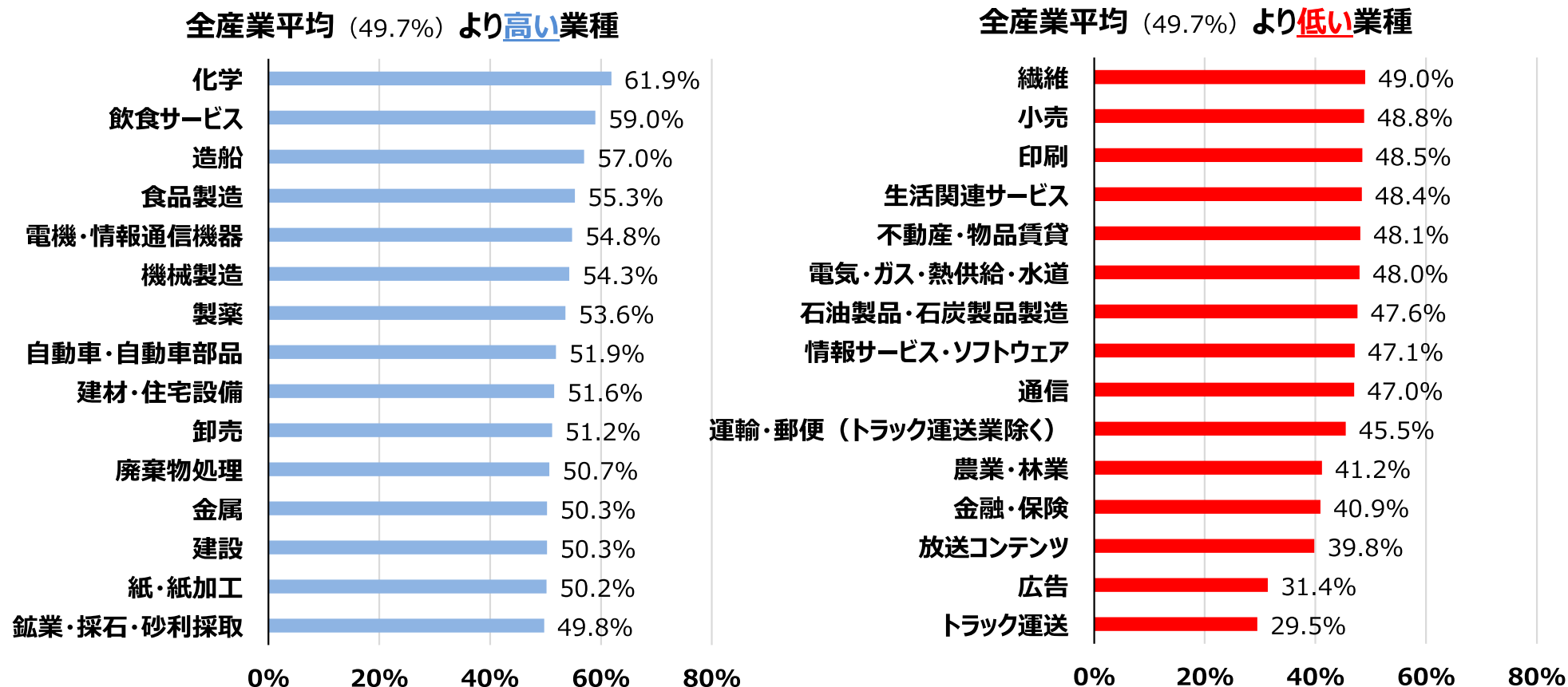


(注) 各年4月から9月末頃において、中小企業30万社に対して実施したアンケート調査（2024年9月調査の回答数は51,282社）の結果を集計したもの。  
 (出所) 中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」を基に作成。

# 業種別の価格転嫁率（2024年9月調査）

- 2024年9月調査における業種別の平均的な価格転嫁率は、化学（61.9%）、飲食サービス（59.0%）、造船（57.0%）、食品製造（55.3%）、電機・情報通信機器（54.8%）で高い。
- 一方、トラック運送（29.5%）、広告（31.4%）、放送コンテンツ（39.8%）、金融・保険（40.9%）、農業・林業（41.2%）などの価格転嫁率が低い業種も存在し、事業所管省庁と連携した下請法の執行強化など更なる取組が必要。

## 業種別の価格転嫁率（2024年9月調査）

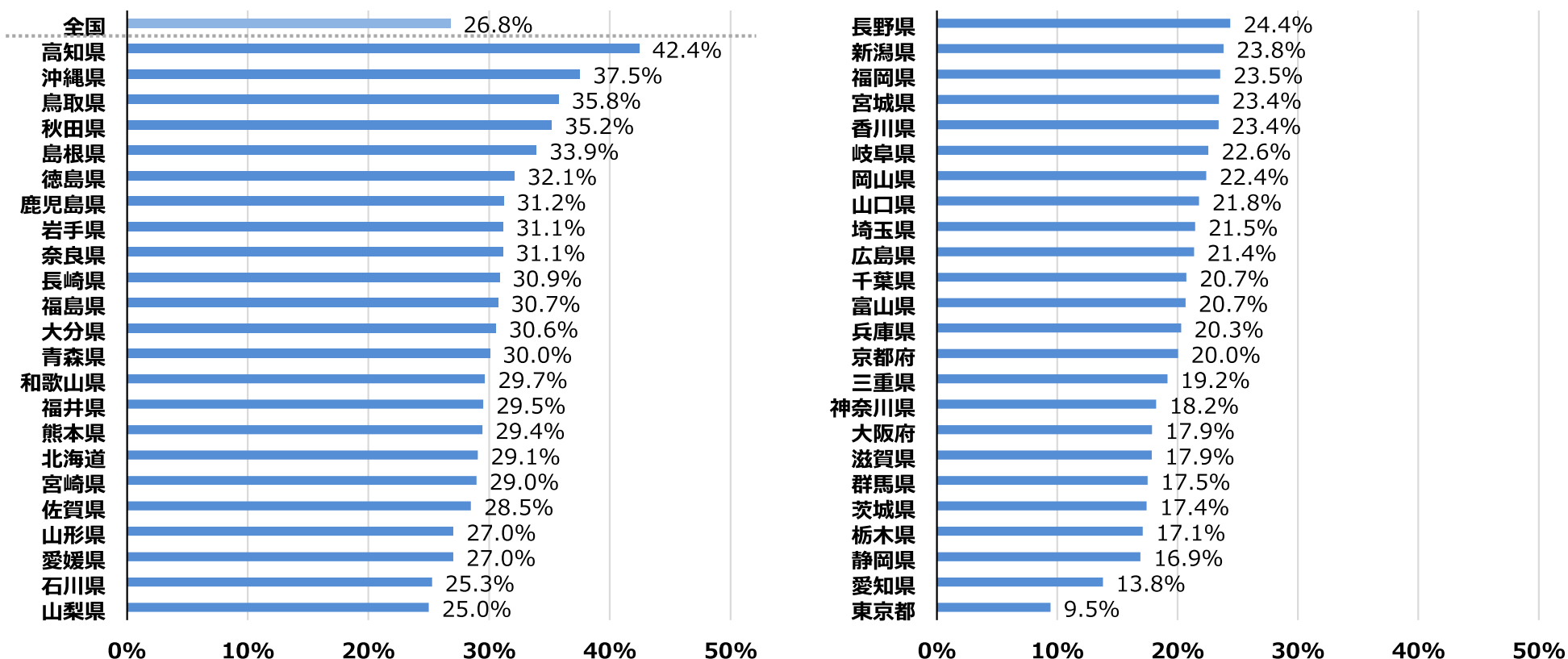


（注） 各年4月から9月末頃において、中小企業30万社に対して実施したアンケート調査（2024年9月調査の回答数は51,282社）の結果を集計したもの。  
（出所） 中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」を基に作成。

# 公的需要が都道府県GDPに占める割合

- 2021年度における日本の国内総生産（554.6兆円）のうち公的需要（政府最終消費、公的固定資本など）の大きさは148.5兆円。全体の26.8%を占めており、日本経済に重要な役割を担っている。
- 公的需要が都道府県GDPに占める割合は、高知県（42.4%）、沖縄県（37.5%）、鳥取県（35.8%）、秋田県（35.2%）、島根県（33.9%）など、地方部ほど公的需要が占める割合が高く、官公需は地域経済に重要な存在。

## 公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）

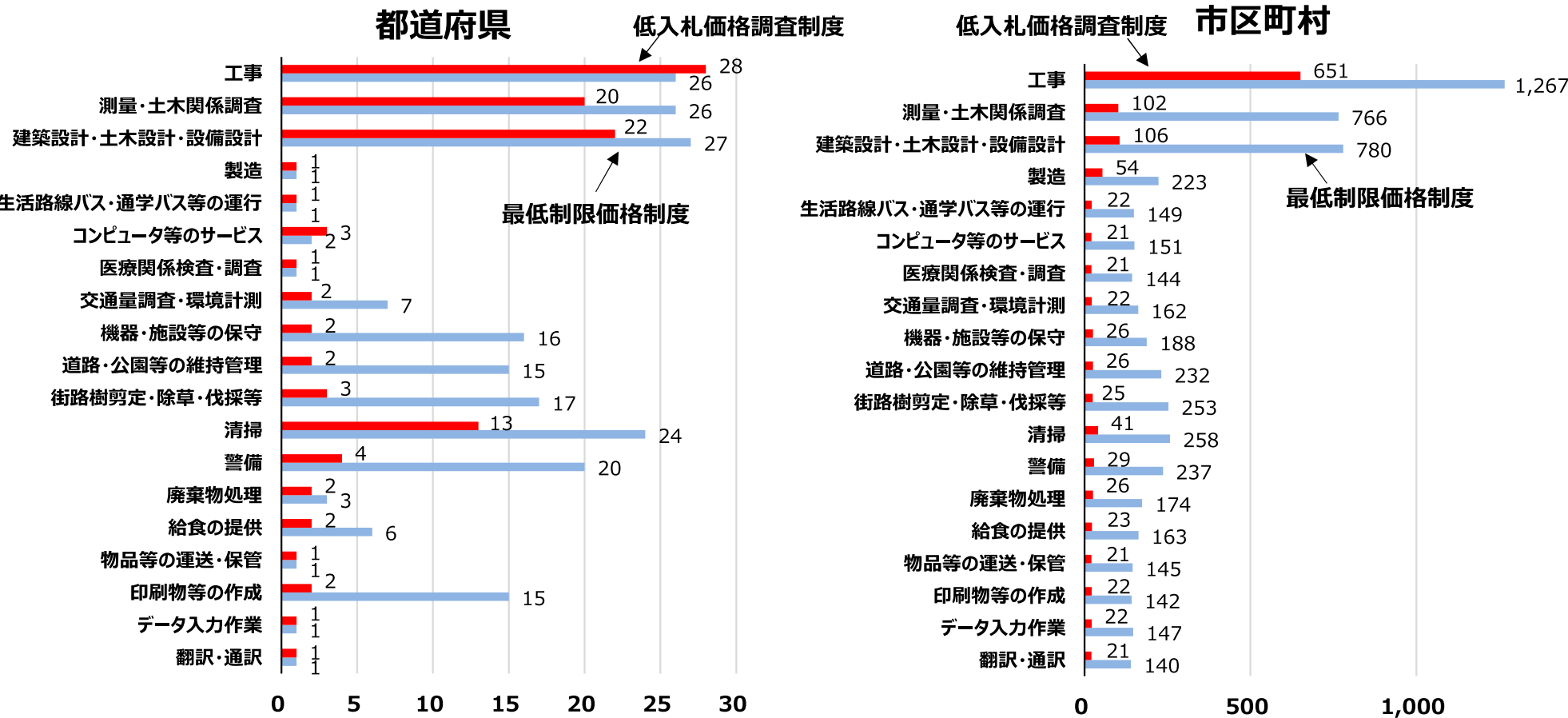


(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。  
 全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。  
 (出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に作成。

# 低入札価格調査制度や最低制限価格制度を導入している地方自治体数

- 地方の官公需契約においては、低入札価格調査制度や最低制限価格制度（あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の申込みの中で、最も価格が低い者を落札者とする制度）の導入が可能。
- これらの制度について、全ての都道府県及び約95%の市区町村において、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度が導入されているが、工事契約以外の契約については、特に市区町村において、制度の導入が進んでいない状況。

## 制度を導入している地方自治体数

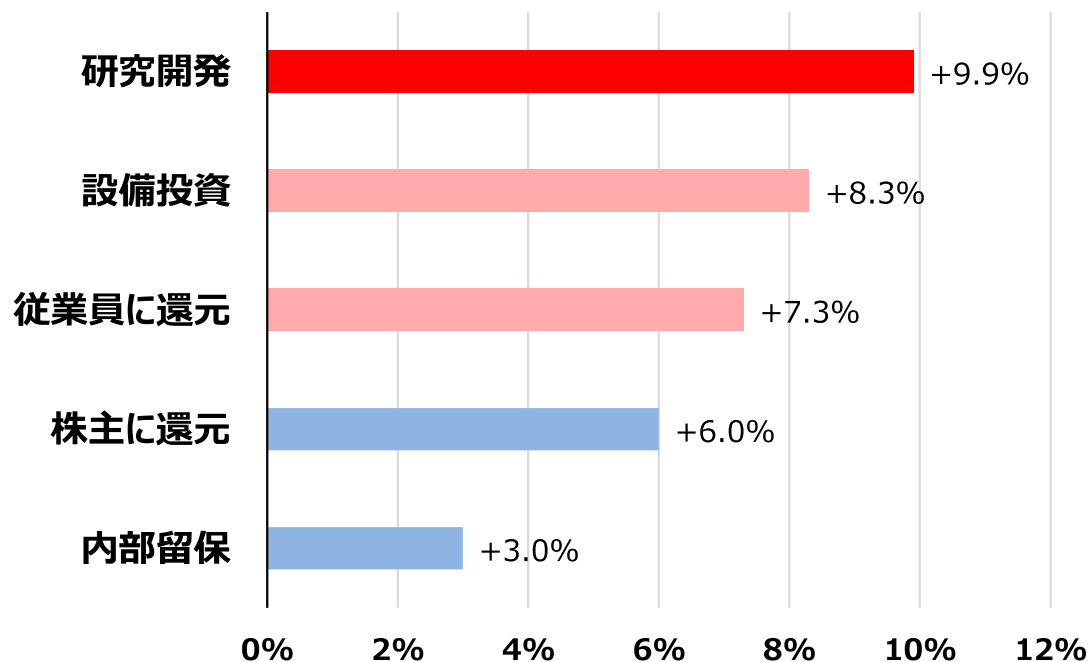


（出所）総務省「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する実態調査の結果」（2025年1月）を基に作成。

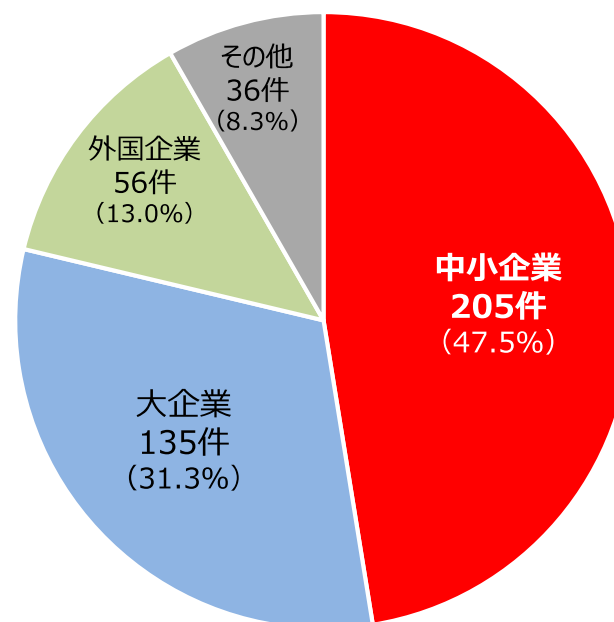
# 中小企業における研究開発投資・知的財産の重要性

- 研究開発投資を「利益の主な使い道」として挙げている中小企業は、「株主に還元」、「内部留保」を挙げた中小企業と比較して、売上高を大きく成長させる傾向にある。
- 国内の知的財産訴訟（特許権等侵害訴訟事件）における権利者の47.5%は中小企業。さらに、知的財産の侵害は「侵害されたら訴訟で取り返す」ことが前提となっているが、資金・人材が潤沢でない中小企業は、そもそも提訴を躊躇（ちゅうちょ）し、泣き寝入りしている場合もあるとの声がある。
- 中小企業の知的財産の活用促進と保護を図る必要。

利益の主な使い道別 中小企業の  
売上高増加率（中央値）



知的財産訴訟（特許権等侵害訴訟事件）  
における権利者の内訳



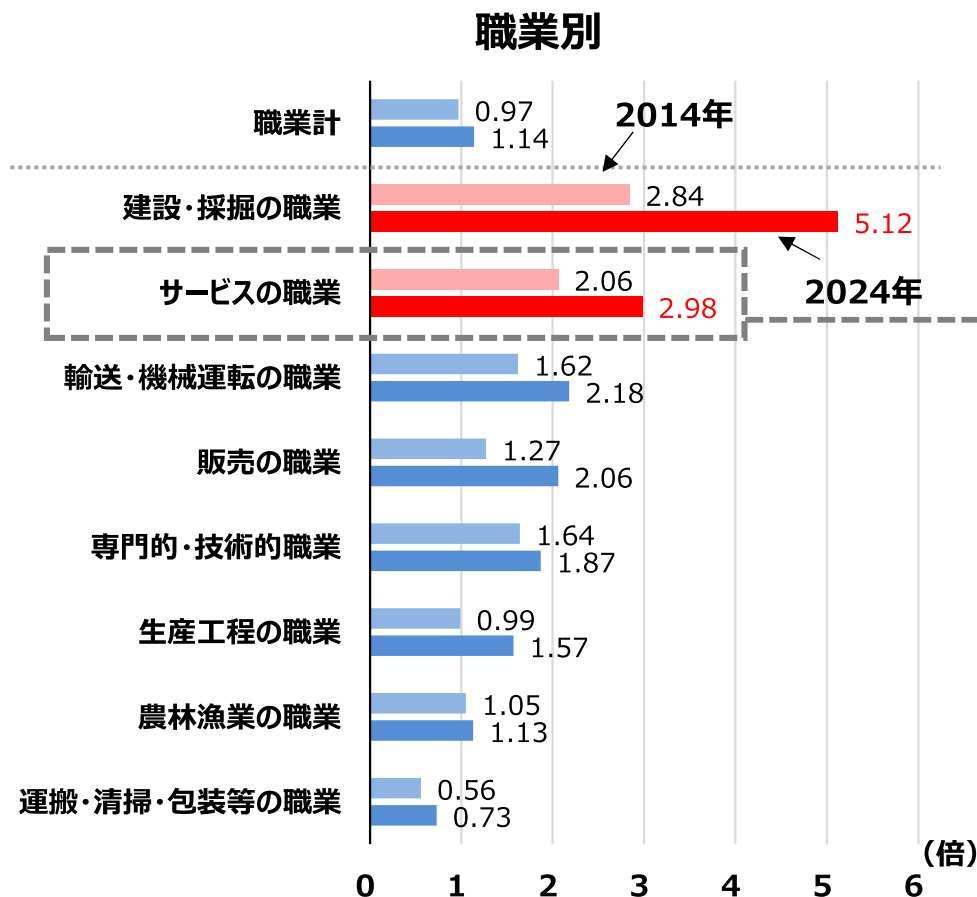
（注） ここでいう「訴訟件数」とは、裁判所ウェブサイトに掲載された判決（特許権等侵害事件、期間は2009年1月1日-2018年12月31日）に基づいて特許庁が調査した判決の件数を示しており、必ずしも実際の訴訟の件数を表すものではないことに留意。

（出所） 中小企業庁「2022年版 中小企業白書」、日本商工会議所・東京商工会議所「知的財産政策に関する意見」、特許庁「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」を基に作成。

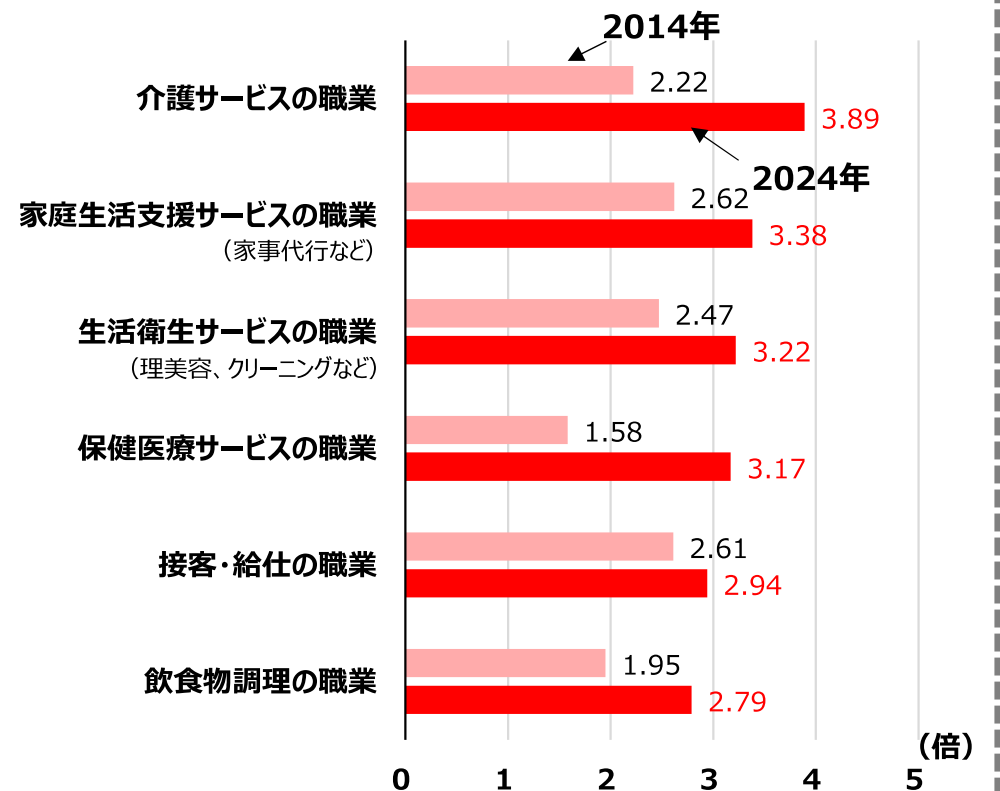
# 職業別 有効求人倍率の動向

- 有効求人倍率（有効求人数を、有効求職者数で割った値）は、2014年の0.97倍から1.14倍に上昇。多様な職種で有効求人倍率が1倍を超えており、人手不足が深刻化しつつある。
- 特に人手不足が深刻な職種は、建設・採掘（5.12倍）、サービス（2.98倍）など。サービス職の中では、介護（3.89倍）、家庭生活支援（3.38倍）などのサービスで有効求人倍率が高い状況。

## 職業別 有効求人倍率の動向



## うち、サービス職業の詳細

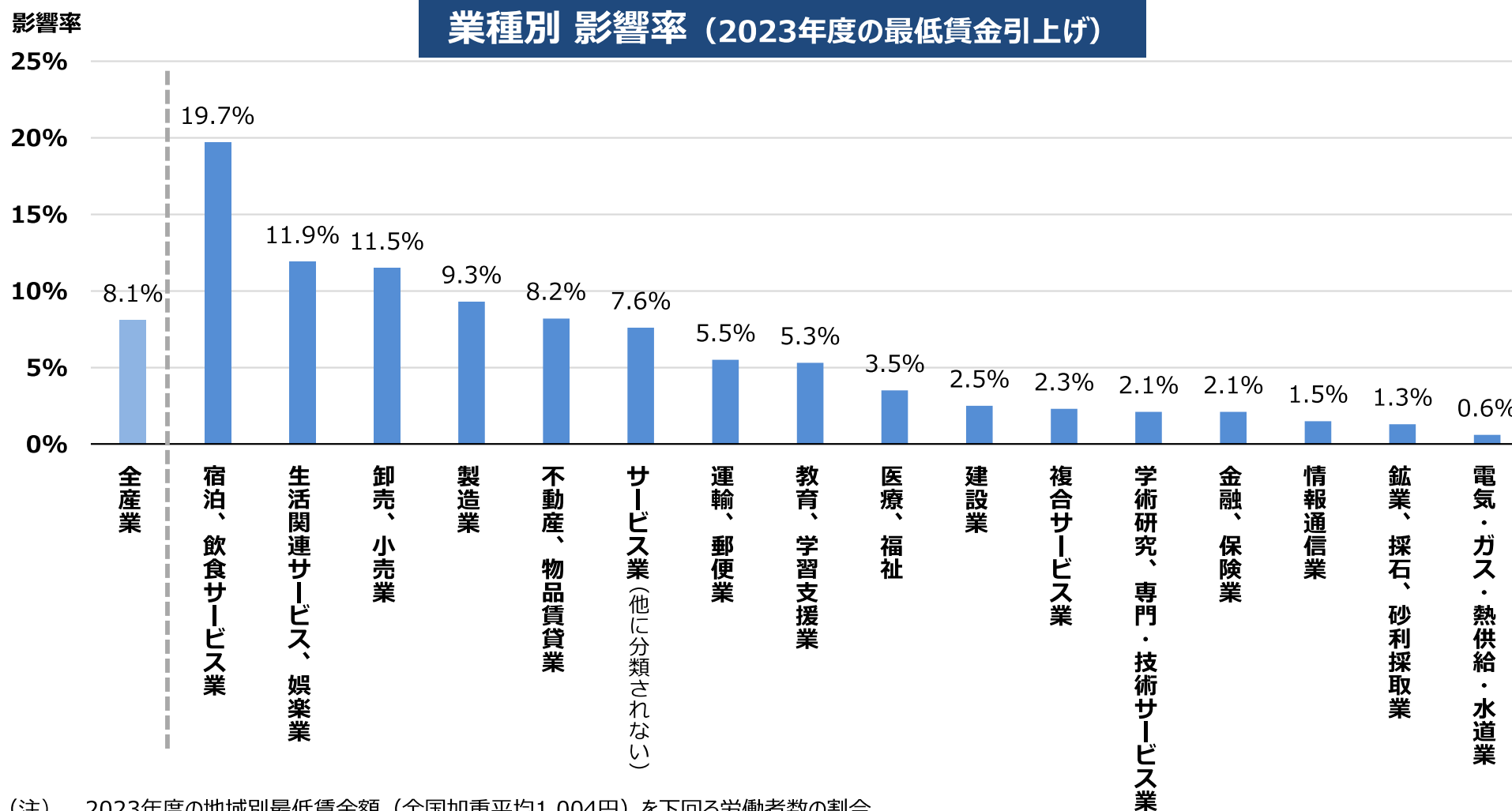


(出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」を基に作成。



# 業種別 最低賃金の影響率

- 2023年度の最低賃金引き上げの影響率（賃金を引き上げなければ、その年の引き上げ後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合）は全国平均で8.1%（大企業を含む全企業規模での平均）。
- 宿泊・飲食業（19.7%）、生活関連・娯楽業（11.9%）、卸売・小売業（11.5%）が大きい。



（注） 2023年度の地域別最低賃金額（全国加重平均1,004円）を下回る労働者数の割合。

（出所） 厚生労働省「人手不足の状況、最低賃金の影響、生産性向上等の支援策について」（2025年1月17日）を基に作成。

# **労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**

**令和5年11月29日**

**内閣官房**

**公正取引委員会**

## 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

|                                                                                                                                                                          |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| はじめに .....                                                                                                                                                               | 1  |
| 第1 総論 .....                                                                                                                                                              | 1  |
| 1 労務費の価格への転嫁に関する現状 .....                                                                                                                                                 | 1  |
| 2 労務費の転嫁を進めるための基本的な考え方 .....                                                                                                                                             | 2  |
| 3 本指針の性格 .....                                                                                                                                                           | 3  |
| 第2 事業者が採るべき行動／事業者に求められる行動 .....                                                                                                                                          | 4  |
| 1 発注者として採るべき行動／求められる行動 .....                                                                                                                                             | 4  |
| ★発注者としての行動① .....                                                                                                                                                        | 4  |
| (①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。)                           |    |
| ★発注者としての行動② .....                                                                                                                                                        | 6  |
| (受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。) |    |
| ★発注者としての行動③ .....                                                                                                                                                        | 7  |
| (労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。)                                          |    |
| ★発注者としての行動④ .....                                                                                                                                                        | 10 |
| (労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。)                             |    |
| ★発注者としての行動⑤ .....                                                                                                                                                        | 11 |
| (受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。)                                                                            |    |

|                                                                                                                                                                  |           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ★発注者としての行動⑥.....                                                                                                                                                 | 12        |
| (受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費<br>上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。)                                                                                                 |           |
| <b>2 受注者として採るべき行動／求められる行動.....</b>                                                                                                                               | <b>14</b> |
| ★受注者としての行動①.....                                                                                                                                                 | 14        |
| (労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中<br>小企業の支援機関(全国の商工会議所・商工会等)の相談窓口などに相談するなどし<br>て積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。)                                                        |           |
| ★受注者としての行動②.....                                                                                                                                                 | 15        |
| (発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、<br>最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いるこ<br>と。)                                                                           |           |
| ★受注者としての行動③.....                                                                                                                                                 | 16        |
| (労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回<br>などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交<br>渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期<br>など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。) |           |
| ★受注者としての行動④.....                                                                                                                                                 | 17        |
| (発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者<br>に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、<br>自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。)                                               |           |
| <b>3 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動.....</b>                                                                                                                          | <b>19</b> |
| ★発注者・受注者共通の行動①.....                                                                                                                                              | 19        |
| (定期的にコミュニケーションをとること。)                                                                                                                                            |           |
| ★発注者・受注者共通の行動②.....                                                                                                                                              | 20        |
| (価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。)                                                                                                                                 |           |
| <b>第3 今後の対応.....</b>                                                                                                                                             | <b>20</b> |
| <b>データ編 .....</b>                                                                                                                                                | <b>22</b> |
| <b>別添(価格交渉の申込み様式(例)) .....</b>                                                                                                                                   | <b>25</b> |

## はじめに

原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要である。その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である。

一方、令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、令和4年4月以降、現時点に至るまで、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていない。この急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。

その取引環境の整備の一環として、これまで、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）に基づき、政府一体となって価格転嫁対策に全力で取り組んできたところである。さらに、政府は、公正取引委員会が行った業界ごとの実態調査を踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめることとし（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定））、今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「本指針」という。）」を策定した。

## 第1 総論

### 1 労務費の価格への転嫁に関する現状

公正取引委員会は、コスト構造において労務費の占める割合が高い業種を重点的な調査対象とし、「令和5年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（以下「特別調査」という。）」を実施した。

この特別調査の結果、コスト別の転嫁率<sup>1</sup>を中央値<sup>2</sup>でみると、原材料価格（80.0%）やエネルギーコスト（50.0%）と比べ、労務費（30.0%）は低く、労務費の転嫁は進んでいない、という結果であった。平均値でみても、原材料価格（67.9%）やエネルギーコスト（52.1%）と比べ、労務費（45.1%）は低く、同様の結果であった。

また、この特別調査の結果では、①ビルメンテナンス業及び警備業<sup>3</sup>、②情報サービス業、③技術サービス業、④映像・音声・文字情報制作業、⑤不動産取引業、⑥道路貨物運送業の6業種が特にコストに占める労務費の割合（以下「労務費率」という。）の高い業種であった。そして、この6業種の労務費の転嫁に関する現状としては、そもそ

---

<sup>1</sup> 転嫁の要請に対して引き上げられた金額の割合のこと。

<sup>2</sup> 全体のデータを小さい順に並べたときに、真ん中（中央）にくるデータのことをいう。

<sup>3</sup> ビルメンテナンス業も警備業も日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）上の中分類では「その他の事業サービス業」に含まれる。

も価格転嫁の要請をしていない受注者が多い（②・③・④・⑤）、要請をしても労務費の上昇を理由としていない受注者が多い（④・⑤）、労務費の上昇を理由として要請してもその転嫁率が低い受注者が多い（④・⑥）、という結果であった。他方で、価格転嫁の要請をしていない受注者が多いものの、要請した場合には労務費の転嫁率が高い受注者が多かった業種もあった（②・③）（「データ編」参照）。

特別調査の回答者からの声としては、労務費の転嫁の交渉実態として、価格転嫁を認めてもらえたとする声がある一方で、

- ・ 労務費の上昇分は受注者の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるという意識が発注者に根強くある
- ・ 交渉の過程で発注者から労務費の上昇に関する詳細な説明・資料の提出が求められる
- ・ 発注者との今後の取引関係に悪影響（転注や失注など）が及ぶおそれがある

等の理由で労務費の価格転嫁の要請をすることは難しいとの声があった。

## 2 労務費の転嫁を進めるための基本的な考え方

特別調査の結果を踏まえると、事業者は、多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを明確に認識した上で、次に掲げる行動を採ることが重要である。

- （１）発注者として、経営トップが関与すること、発注者から協議の場を設けること、説明や根拠資料を求める場合には公表資料に基づくものとする、直接の取引先である受注者とその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること、受注者から労務費の上昇を理由とした価格転嫁を求められたら協議のテーブルにつくこと、労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること（第２の１関係）。
- （２）受注者として、国・地方公共団体、中小企業の支援機関などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと、根拠資料としては公表資料を用いること、本指針に記載の事例を参考に適切なタイミングで自ら発注者に価格転嫁を求めること（第２の２関係）。
- （３）発注者・受注者共通の取組として、定期的に発注者と受注者がコミュニケーションをとる機会を設けること、価格交渉の記録を作成して発注者と受注者の双方が保管すること（第２の３関係）。

### 3 本指針の性格

本指針は、特別調査の結果を踏まえ、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストのうち、労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめたものである。また、それぞれの行動指針に該当する労務費の適切な転嫁に向けた取組事例や、受注者が用いている根拠資料や取組内容を取り上げている。

さらに、公正取引委員会では、「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ & A<sup>4</sup>及び「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」<sup>5</sup>において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）上の優越的地位の濫用<sup>6</sup>又は下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請代金法」という。）上の買いたたき<sup>7</sup>として問題となるおそれがあることを明確化しているところ、本指針では、特に労務費について、同様に問題となるおそれがあるものを「留意すべき点」として整理している。

発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。

他方で、後記第2の1及び3に記載の全ての行動を適切に採っている場合には、取引条件の設定に当たり取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられ、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題は生じないと考えられることから、独占禁止法及び下請代金法違反行為の未然防止の観点からも、同行動に沿った積極的な対応が求められる。

---

<sup>4</sup> [https://www.jftc.go.jp/dk/dk\\_qa.html](https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html)

<sup>5</sup> 平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>。

<sup>6</sup> 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、発注者の取引上の地位が受注者に優越していることとともに、公正な競争を阻害するおそれが生じることが前提となる。以下同じ。

<sup>7</sup> 買いたたきとして下請代金法上問題となるのは、下請代金法にいう親事業者と下請事業者との取引に該当する場合であって、下請代金法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託又は④役務提供委託に該当することが前提となる。以下同じ。

## 第2 事業者が採るべき行動／事業者に求められる行動

### 1 発注者として採るべき行動／求められる行動

#### ★発注者としての行動①

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

長年にわたるデフレ経済を脱却し、成長と分配の好循環に向けて、特に労務費の転嫁が重要であることは、一般論としては認識されているとしても、発注者の経営トップ（代表取締役社長に加え、代表権を持つ取締役等実質的に会社組織の最上位に位置する者も含む。以下同じ。）が、自社の取組方針として認容していなければ、労務費の転嫁の実現は困難である。また、経営トップが取組方針として認容していたとしても、交渉現場の担当者が、その方針を認識し、認容していなければ、労務費の転嫁の実現は困難である（特別調査において「交渉現場の担当者からすれば労務費上昇分の価格転嫁を認めない行動を取ることが、発注者の短期的な利益（コスト増の回避）につながり、業績として評価されることになるので転嫁に応じてもらえない」との声が寄せられた。）。

また、当該取組方針が、社内に留まっている限り、取引先である受注者は知ることができない。特に労務費については、発注者においても受注者においても、その上昇分は自社の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるとの考え方が深く根付いているとの指摘もあるところ、そのような状況にあっては、発注者の労務費の転嫁を受け入れる方針が受注者に知らされていないければ、受注者からの協議の要請は非常に困難なものである。

そこで、発注者の経営トップが、たとえ短期的にはコスト増となろうとも、労務費の上昇分の取引価格への転嫁を受け入れていく具体的な取組方針及びその方針を達成するための施策について意思決定し、社内の交渉担当者や、取引先である受注者に対し、書面等の形に残る方法で同方針又はその要旨などを示す、といった経営トップのコミットメントが求められる。

例えば、「パートナーシップ構築宣言<sup>8</sup>」の中に経営トップの判断として、労務費の転嫁について、本指針に基づく自社の取組方針を盛り込むことが考えられる。

また、その後の自社の取組状況についても、定期的に経営トップに報告することにより自社の労務費の転嫁に係る受注者との交渉状況を把握し、必要に応じ更なる対応方針を示すことが求められる。

さらに、上記の経営トップのコミットメントに加え、調達部門からは独立して労務費の転嫁を含む価格転嫁の状況を把握する専門部署や受注者からの相談窓口を設置したり、親会

<sup>8</sup> 事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。



社だけでなくグループ会社においても親会社に倣った対応をしたりすることも、円滑な労務費の転嫁を進める上で有効かつ適切である。

#### 労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

##### (1) 経営トップによる社外への方針の伝達、経営トップへの定期的な状況報告の例

- ・ 調達部門と受注者の間の価格協議の実施状況をチェックするため、調達部門から独立した専門部署を新設（状況は四半期ごとに役員会に報告）し、当該部署を担当する代表取締役名で全ての受注者に対して価格転嫁に係る協議を更に徹底して行うことなどを示す文書を発出した。

【輸送用機械器具製造業】

##### (2) 経営トップによる社内への方針の周知の例

- ・ 契約更新時を利用することにより、受注者からの要請の有無にかかわらず1年に1回以上の価格交渉をすること、誠意をもって対応すること等を内容とする代表取締役からの指示を社内にて周知した。

【道路貨物運送業】

- ・ 代表取締役名の文書にて、受注者との価格交渉を積極的に取り組むこと、交渉をスピードアップすること等を社内にて周知した。

【はん用機械器具製造業】

##### (3) 専門部署、専門窓口等の設置の例

- ・ 受注者の中には、普段接している調達担当者には値上げを言い出しにくいと思うところもあるとの考えから、調達担当部署とは別の部署に価格転嫁の相談専用窓口を設置した。また、価格転嫁の問題に限らず、発注者の問題行為を外部の弁護士へ通報できる窓口を設置した。

【はん用機械器具製造業】

- ・ 既に設置している受注者向けの通報窓口の存在が受注者に十分に浸透していなかったため、通報窓口への通報対象に「価格交渉の観点から問題がある行為」を含むことを明記した上で、受注者に通報窓口のことを文書にて再周知した。

【はん用機械器具製造業】

##### (4) グループ会社においても親会社に倣った対応をしている例

- ・ 受注者から随時の価格交渉に応じること、値上げ要請に対し迅速に十分な協議を行うこと等の親会社の方針を全グループ会社に展開し、各グループ会社から、それぞれの受注者に対し、随時の価格交渉に応じることを記載した文書を発出した。

【電気機械器具製造業】

#### ★発注者としての行動②

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。

特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。

多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえると、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが、円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切である。特に労務費については、発注者においても受注者においても、その上昇分は自社の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるとの考え方が深く根付いていると考えられるところ、そのような状況にあっては、受注者からの協議の要請は非常に困難なものである。

そこで、受注者から労務費の転嫁の求めがなかったとしても、発注者から労務費の転嫁の必要性について、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回（例えば、毎年3月と9月の価格交渉促進月間）など定期的に協議する場を設けることが求められる。

#### 労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

- ・ 毎年実施している定例の単価改定に当たり、全受注者から見積りを徴取した上で、受注者における労務費の上昇分を反映した翌期の単価を設定している。

【情報サービス業】

- ・ 受注者に対し、労務費を含めたコストアップによる価格転嫁の必要性についての協議を呼びかける文書を定期的に送付している。

【金属製品製造業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業】

#### 留意すべき点

特別調査において、約30年前の取引開始以降、一度も価格改定がなされていない、実質的にはスポット取引とはいえない取引であるにもかかわらずスポット取引と認識している発注者から価格交渉の打診を受けたことがなく、取引開始以降、価格が据え置かれているなどの声が寄せられた。

労務費のコスト上昇分の価格転嫁につき、受注者からの要請の有無にかかわらず、明示的に協議することなく取引価格を長年据え置くことや実質的にはスポット取引とはいえない取引であるにもかかわらずスポット取引であることを理由に労務費の転嫁について明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

### ★発注者としての行動③

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

受注者からの労務費の転嫁の求めに対し、発注者の交渉担当者が社内決裁を通す必要等の理由で受注者の交渉担当者に対して労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を求めること自体に問題はないが、特別調査では、発注者が過度に詳細な理由の説明や根拠資料を求めたり、受注者が明らかにしたくない内部情報に係るものの説明や根拠資料の提出を求めたりした結果、受注者が転嫁の要請を断念したなどの事例がみられた。

また、サプライチェーン上のある発注者が直接の取引先である受注者にこれらの求めを行えば、当該受注者は、この求めに対応するために、その取引先である受注者に対して同様の求めを行うこととなり、当該サプライチェーン上の取引において、連鎖的に同様の行為が行われることが懸念される。

そのため、発注者が労務費上昇の理由の説明や根拠資料を求める場合、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる、以下のような公表資料に基づくものとするのが求められる。また、受注者から当該公表資料に基づいて提示された額は合理性を有するものとして尊重し、仮に発注者がこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる。

さらに、これらの公表資料で示された以上の上昇率を要請する受注者に対して、追加の説明や資料を求める場合であっても、受注者の過度な負担とならないよう配慮することが求められる。

（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例）

- 都道府県別の最低賃金<sup>9</sup>やその上昇率
- 春季労使交渉の妥結額やその上昇率<sup>10</sup>
  - ・ 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価<sup>11</sup>における関連職種の単価やその上昇率
  - ・ 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和2年国土交通省告示第575号）

<sup>9</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/chingin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/chingin/index.html)

<sup>10</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouseisaku/shuntou/roushi-cl.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/shuntou/roushi-cl.html)

<sup>11</sup> 令和5年3月から適用する同単価は、[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo14\\_hh\\_000001\\_00130.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00130.html)。

これらのほか、経済の実態が反映されていると考えられるものとして、以下の資料も参考となる。

- ・ 厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査に掲載されている賃金指数、給与額やその上昇率<sup>12)</sup>
- ・ 総務省が公表している消費者物価指数<sup>13)</sup>
- ・ ハローワーク（公共職業安定所）の求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金

#### 労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

（１）公表資料から受注者が求める額の妥当性を判断している事例

- ・ 最低賃金なり厚生労働省の統計といった公表資料から大まかな賃金の傾向が確認できれば、わざわざ受注者の労務費が実際に上がっているかといった個社の労務費の状況までは聞かずに受注者が求める額を受け入れることとしている。

【金属製品製造業（同旨、はん用機械器具製造業。）】

- ・ 受注者が求める額が公表されている日本企業の平均的な賃上げの水準と同程度であれば、それ以上に詳細な資料を求めることはせず、受注者が求める額を受け入れることとしている。

【情報サービス業】

- ・ 世の中で物価が上昇している以上、事業者は賃金を引き上げるべきであるから、受注者が労務費の転嫁を求めてくるのは妥当なものだと考えている。そのため、受注者が求める額につき公表されている消費者物価指数や厚生労働省の統計と同水準であると確認でき、現場責任者がペイできる水準と判断したら、受注者が求める額を受け入れることとしている。

【はん用機械器具製造業】

- ・ 「受注者が求める引上げ率≦最低賃金の上昇率」であれば、受注者が求める額を受け入れることとしている。

【食料品製造業、窯業・土石製品製造業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、不動産賃貸業・管理業】

- ・ 業界紙に掲載されているトラックの運賃の指数、「標準的な運賃」、派遣社員の賃金の相場（自社が派遣会社に支払っている金額を含む。）、最低賃金、物流大手のベアの状況などを踏まえ、受注者の要請額の妥当性を判断している。

【金属製品製造業】

<sup>12)</sup> <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>。なお、毎月勤労統計調査の結果には、産業別の月間現金給与額の平均値が掲載されている。

<sup>13)</sup> <https://www.stat.go.jp/data/cpi/1.html>

(2) 詳細な理由の説明や根拠資料を求めずに受注者が求める額の妥当性を判断している事例

- ・ 「受注者の労務費の上昇総額×発注者への取引依存度（受注者の売上に占める当該発注者との取引シェア）」に相当する額の引上げを受け入れることとしている。

【化学工業、輸送用機械器具製造業】

- ・ 「受注者の労務費の上昇率×当該受注者の対売上高労務費率」に相当する額の引上げを受け入れることとしている。

【金属製品製造業、輸送用機械器具製造業】

- ・ 受注者から従業員の賃金を上げるために翌期の契約金額の引上げを求められたところ、当該受注者が求めた引上げ率が他の受注者から求められる引上げ率と同等であったことから、受注者が求める額を受け入れた。

【情報サービス業（同旨、金属製品製造業。）】

- ・ 受注者の立場として、労務費分としては最低賃金の上昇率を参考に発注者に対して取引価格の引上げを求めているところ、発注者の立場としては、「自社が受注者の立場として発注者に転嫁を求めようと考えている水準」と同水準の求めであれば、受注者が求める額を受け入れることとしている。

【道路貨物運送業】

#### 留意すべき点

特別調査において、過去のエネルギーコストの転嫁に係る価格交渉において発注者から詳細な根拠資料の提出を求められたため、労務費の転嫁を求めた場合も同様の詳細な根拠資料を求められると考えて労務費の転嫁を求めることを断念した、受注者のコスト構造を明らかにする資料の提出を求められたが明らかにしたくないため労務費の転嫁の要請を断念したなどの声が寄せられた。

価格交渉を行うための条件として、労務費上昇の理由の説明や根拠資料につき、公表資料に基づくものが提出されているにもかかわらず、これに加えて詳細なものや受注者のコスト構造に関わる内部情報まで求めることは、そのような情報を用意することが困難な受注者や取引先に開示したくないと考えている受注者に対しては、実質的に受注者からの価格転嫁に係る協議の要請を拒んでいるものと評価され得るところ、これらが示されないことにより明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

#### ★発注者としての行動④

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

価格転嫁はサプライチェーン全体で取り組まなければ実効性が確保されないところ、直接の取引先やその先の取引先を含めた、取引事業者全体での付加価値を向上させるため、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させる必要がある。

そこで、発注者は、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、受注者からの要請額の妥当性を判断することが求められる。例えば、価格転嫁の交渉の場において、直接の取引先である受注者の労務費だけでなく、サプライチェーンのその先の取引先の労務費も、受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させることが求められる。

#### 労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

- ・ サプライチェーン全体の付加価値向上を図るため、毎月実施している直接の取引先である受注者（一次取引先）との会合において、二次取引先以降の値上げも含めて転嫁を求めてくるように声かけをしている。ある一次取引先が4社の二次取引先を有しており、そのうち3社と取引価格を引上げることを合意し、その分の転嫁を求めてきたことから、残りの1社に対して取引価格の引上げの必要性を確認するように求めた。

【輸送用機械器具製造業】

#### 留意すべき点

特別調査において、外注先から当該外注先における労務費の上昇を理由に価格転嫁を求められたことを受け、発注者に対して労務費の転嫁を求めている受注者がみられた。

受注者が直接の取引先から労務費の転嫁を求められ、当該取引先との取引価格を引き上げるために発注者に対して協議を求めたにもかかわらず、明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

★発注者としての行動⑤

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

価格転嫁を行う上では発注者と受注者とが協議を行うことが重要である。

しかし、労務費の上昇分は自社の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるとの考え方が、発注者には特に根強くあると考えられるところ、取引上の立場が弱い受注者からは、労務費の転嫁の協議を求めると契約の打ち切りなど、不利益を受けるのではないかと心配から協議を持ちかけられないとの声が特別調査において寄せられた。

そもそも、労務費も原材料価格やエネルギーコストと同じく適切に価格に反映させるべきコストであり、発注者においては、受注者から、原材料価格やエネルギーコストとは明示的に分けて労務費の上昇を理由とした取引価格の引上げを求められた場合についても協議のテーブルにつくことが求められる。

なお、持続的な賃上げの実現の観点からは、受注者が過去に引き上げた賃金分の転嫁だけでなく、今後賃金を引き上げるために必要な分の転嫁についても同様に、協議のテーブルにつくことが求められる。

労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

- ・ 受注者から従業員の賃金を引き上げるために翌期の契約金額の引上げを求められたところ、翌期の作業内容に変更はなかったものの、双方合意の金額にて取引価格を引き上げた。

【情報サービス業】

- ・ 受注者のコストのほとんどは労務費のため、受注者から取引価格を引き上げる理由としてどのような説明がなされても労務費の上昇が背景にあり、受注者が業務を滞りなく進めるためには同業他社に負けない賃上げを実施してもらう必要があると考えており、労務費の上昇だけでも協議に応じている。

【はん用機械器具製造業】

- ・ コストの種類に関係なく受注者と協議しており、労務費の上昇だけでも協議している。

【食料品製造業】

- ・ 受注者から「人材確保のために賃上げをしたい」という理由で労務費の転嫁を求められ交渉を実施した。交渉の妥結時に当該受注者における労務費の上昇が継続する場合は再度協議することを約束した。

【金属製品製造業】

- ・ 受注者から労務費の転嫁を求められた際、当該受注者がこれから賃上げするために取引価格を引き上げることを求めてきたのか、実際に賃上げしたことを踏まえて取引価格の引上げを求めてきたのかは問わずに価格転嫁の協議を行っている。

【輸送用機械器具製造業】



### 留意すべき点

特別調査において、燃料費の上昇分の価格転嫁は認められたが、それ以外の労務費などについては交渉のテーブルについてくれなかった、労務費の上昇は外部要因ではないと判断されて取引価格の引上げの理由として認めてもらえなかった、価格交渉をしようとしても面談できる人に価格交渉の権限がない、「俺に言われても」などと言われて協議のテーブルについてもらえなかったなどの声が寄せられた。

受注者から協議の要請を受けた際に、労務費の上昇分の価格転嫁に関するものであるという理由で協議のテーブルにつかないことにより、明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

### ★発注者としての行動⑥

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

特別調査において、原材料価格やエネルギーコストと違い、労務費を理由とした取引価格の引上げについては、発注者が納得して受け入れられる具体的な理由や要請額の算定方法が分からないという受注者の声が寄せられた。

他方、発注者は、一般的に受注者と比べてより多くの取引先（受注者）を有すると考えられるところ、受注者から協議において様々な提案を受け、労務費を理由とした取引価格の引上げの具体的な理由や要請額の算定方法に関し、多くの情報を有しているものと考えられる。

そのため、発注者は、受注者からの申入れの巧拙にかかわらず、受注者と協議し、必要に応じて算定方法の例をアドバイスするなど受注者に寄り添った対応が求められる。

### 労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

（１）受注者から相談を受けた場合に算定方法を提案している例

- ・ 受注者がどのような算定式で労務費の転嫁を求めてきても個別に妥当性を判断しているが、労務費の転嫁のやり方が分からないと受注者から相談を受けた場合は、算定式の例として、消費者物価指数、最低賃金の推移などから当該受注者の労務費の上昇総額を推計し、自社（発注者）への取引依存度（受注者の売上に占める当該発注者との取引シェア）分の転嫁を求めることを案内している。

【輸送用機械器具製造業】

- ・ 受注者からの取引価格の引上げの求めに対し、当該受注者と協議し、労務費分の取引単価の引上げ額については、「当該受注者の労務費の上昇率×当該受注者の売上高に占める労務費の割合」という係数を取引単価に掛ける算定式を提案した。

【金属製品製造業】



- ・ 労務費の転嫁のやり方が分からないと受注者から相談を受けた際、他の受注者による算定式として最低賃金の上昇率や物価上昇率を基に要請額を算定した例を紹介している。

【輸送用機械器具製造業】

## （２）発注者から価格交渉を促進している例

- ・ 「どの程度をどのように要請したらよいか分からない」とする受注者に対し、当該受注者との価格交渉が進展することを期待し、価格交渉において、一定の引上げ率の案を提案した。その数値の提案は価格交渉の上限値を示す趣旨ではなく、その提案をすることにより、当該受注者から自社の状況を踏まえて「それでは足りない」などの回答を引き出し、当該受注者に必要な引上げ率を回答するよう促すなど、その数値の提案をきっかけとして適切な価格転嫁の交渉が進展することを期待して提示した。

【道路貨物運送業】

- ・ 燃料費の市況が高騰し、２０２４年問題の対応で労務費が上昇しているはずであるにもかかわらず、長年取引している零細規模の受注者が一向に取引価格の引上げを求めてこなかったため状況を問い合わせたところ、「どのようにして値上げをしたらいいのか分からない」とのことであったので、見積書の作成方法を指導した。

【生産用機械器具製造業】

## 留意すべき点

特別調査において、発注者が自ら用意した労務費の転嫁の交渉用のフォーマットによる価格転嫁の申出しを受け付けておらず、当該フォーマットで計算した結果、自社（受注者）が本来求めたかった額より低い額となったなどの声が寄せられた。

労務費の転嫁のやり方が分からない受注者に対して算定式の例を示すのは労務費の適切な転嫁に向けた取組事例といえるが、発注者が特定の算定式やフォーマットを示し、それ以外の算定式やフォーマットに基づく労務費の転嫁を受け入れないことにより、明示的に協議することなく一方的に通常の価格より著しく低い単価を定めることは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

## 2 受注者として採るべき行動／求められる行動

### ★受注者としての行動①

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

特別調査では、原材料価格やエネルギーコストと異なり、労務費は固定費であって、その上昇分は自社の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるとの考え方が発注者のみならず受注者にもあり、発注者と交渉をしていくという問題意識を持ちづらいとの声が寄せられた。しかし、物価に負けない賃上げを行うためには、受注者としても積極的に価格転嫁の交渉をしていくことが求められる。

他方、労務費の上昇を理由とする価格転嫁の交渉については、受注者としてもどのように臨めばよいか戸惑うことも多いことが想定される。

国・地方公共団体や中小企業の支援機関などでは、価格転嫁に関する相談窓口を設置しているところがあるところ、これらの相談窓口を活用して積極的に情報を収集して交渉に臨むことが受注者には求められる。相談窓口の例は、以下のとおり。

| 相談内容                                     | 相談窓口の例                                |                                |
|------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|
|                                          | 本府省等                                  | 地方事務所等                         |
| 価格交渉・価格転嫁の相談（好事例の紹介、転嫁の考え方、参考情報の提供など）    | 国（地方経済産業局）、地方公共団体（産業振興センター等）          |                                |
|                                          | 価格転嫁サポート窓口（全国47都道府県に設置しているよろず支援拠点に設置） |                                |
|                                          | 下請かけこみ寺                               |                                |
|                                          | 商工会議所・商工会                             |                                |
| 本指針の記載内容に関する質問                           | 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 企業取引課             |                                |
| 独占禁止法上の優越的地位の濫用の考え方についての相談 <sup>14</sup> | 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 企業取引課             | 取引課又は内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課        |
| 下請代金法上の買いたたきの考え方についての相談 <sup>15</sup>    | 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 企業取引課             | 下請課又は内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課        |
|                                          | 中小企業庁事業環境部 取引課                        | 経済産業省の地方経済産業局又は内閣府沖縄総合事務局経済産業部 |

また、発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、別添の様式を活用することも考えられる。

<sup>14</sup> 各窓口の電話番号は、<https://www.jftc.go.jp/soudan/soudan/yuetsutekichii.html> 参照。

<sup>15</sup> 各窓口の電話番号は、<https://tekitorisupport.go.jp/inquiry/> 参照。

#### ★受注者としての行動②

発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

受注者の自主的な判断で自社の労務費の状況を発注者に示すことを否定するものではないが、特別調査において、労務費を含めた自社のコスト構造を発注者に開示することにより、逆に発注者からコストを査定され原価低減を求められる可能性があることを懸念する声が寄せられた。そもそも、特別調査において、労務費上昇分の価格転嫁の交渉に際し、根拠資料を用いずに行い価格転嫁が認められた事例や、根拠資料として自社の労務費に関する情報を発注者に開示せずに行い価格転嫁が認められた事例は、多数みられた。

こうした現状を踏まえ、仮に発注者との関係で何らかの根拠資料を示す必要がある場合には、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる以下のような公表資料（再掲）を用いるべきである。（発注者としての行動③参照）

（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例）

- 都道府県別の最低賃金やその上昇率
- 春季労使交渉の妥結額やその上昇率
- ・ 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率
- ・ 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和２年国土交通省告示第５７５号）

なお、特別調査で得られた、そのほかの労務費の上昇を示す根拠資料の例は以下のとおり（再掲）。

- ・ 厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査に掲載されている賃金指数、給与額やその上昇率
- ・ 総務省が公表している消費者物価指数
- ・ ハローワーク（公共職業安定所）の求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金

（参考）事業者団体が作成した資料を根拠資料として活用することについて

事業者団体がその活動の一環として、当該事業者団体の属する産業に関する諸情報を収集・提供することがあるところ、一般的に、事業者団体が、原材料の値上げ等による業界の窮状を訴える文書を作成し、取引先に対してそれを配布したり、当該団体のウェブサイト等に掲載したりすることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない<sup>16</sup>。

<sup>16</sup> 参考となる相談事例として、「独占禁止法に関する相談事例集（令和４年度）」事例５（<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r5/r4nendomokuji/r4nendo05.html>）

また、事業者団体が、需要者、事業者等に対して過去の価格に関する情報を提供するため、事業者から価格に係る過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、個々の事業者の価格を明示することなく、概括的に、需要者を含めて提供することは、事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る、独占禁止法上問題とならない<sup>17</sup>。

特別調査において、事業者団体が作成した業界の窮状を訴える文書を労務費の転嫁の価格交渉で用いている事例がみられた。また、円滑な価格転嫁を促進する観点から、主な原材料等の価格推移を示すデータベースを作成している事業者団体がみられた。

#### ★受注者としての行動③

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

発注者には定期的に協議の場を設けることが求められる（発注者としての行動②）が、受注者からも労務費の転嫁の交渉を、定期的な協議の場を活用して積極的に行っていくべきである。発注者との契約上、取引価格を定期的に見直すこととなっていない場合であっても価格交渉を申し出やすいタイミングを捉えて、受注者から積極的に発注者に労務費の転嫁の交渉を行っていくべきである。

特別調査で得られた交渉のタイミングの例は以下のとおり。

- ・ 発注者の会計年度に合わせて（発注者が翌年度の予算を策定する前）
- ・ 定期の価格改定や契約更新に合わせて
- ・ 最低賃金の引上げ幅の方向性が判明した後
- ・ 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価の改訂後
- ・ 年に１回の発注者との生産性向上の会議を利用
- ・ 季節商品の棚替え時の商品のプレゼンの機会を利用
- ・ 発注者の業務の繁忙期

<sup>17</sup> 参考となる相談事例として、「独占禁止法に関する相談事例集（令和４年度）」事例７（<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r5/r4nendomokuji/r4nendo07.html>）

★受注者としての行動④

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者から提示される価格は受注者にとって希望の価格となるとは限らない。多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえると、発注者から先に価格を提示されてしまえば、その価格以上の額を要請すること、また、交渉によりその要請額を実現することは非常に困難になると考えられる。

そのため、受注者は、発注者からの提示を待つことなく、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料などを用いて自社が希望する価格を自ら発注者に提示するべきである。

特別調査で得られた発注者への要請額の設定方法の例は以下のとおり。

|   |                                                                                                                   |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 公表資料における指標 <sup>18</sup> の変動とリンクさせて要請額を設定                                                                         |
|   | 多くの発注者と毎年4月に契約更新しているところ、自社が所在する都道府県の最低賃金の上昇率と同率の単価の引上げを自ら求めている。【ビルメンテナンス業】                                        |
|   | 公共工事設計労務単価における関連職種の単価の引上げ率の範囲内で単価の引上げを自ら求めた。【警備業】                                                                 |
| ② | 発注者と取引のある製品を「30年価格改定がされていないもの」、「20年価格改定がされていないもの」等と分類し、それぞれの区分ごとの最低賃金の上昇率を参考に単価の引上げを自ら求めた。【非鉄金属製造業】               |
|   | 実際に増加したコスト又は発生が予想されるコストを積み上げて要請額を設定                                                                               |
|   | 月次決算で損益状況を管理しているところ、受注案件ごとに労務費、原材料価格、エネルギーコストの上昇分を積算して要請額を設定し、自ら求めている。【はん用機械器具製造業】                                |
| ③ | 毎年夏頃、翌年1年間に発生する取引先ごとのコスト上昇を予想し、各コストの原価に占める割合を加味して単価の改定率を算出し、自ら求めている。【道路貨物運送業】                                     |
|   | 先に必要となる要請額を設定（その上でその根拠となる情報を集める）                                                                                  |
|   | 発注者との取引で赤字を解消し、一定額の利益を出せると推測する単価を計算し、当該発注者への要請額を設定し、自ら求めた。その上で、その根拠の一つとして、自社が所在する都道府県の最低賃金の上昇率を当該発注者に示した。【飲料品卸売業】 |
|   | 赤字部門の赤字を解消するために必要な単価を計算し、当該発注者への要請額を設定し、自ら求めた。その上で、その根拠の一つとして、同一労働同一賃金に対応す                                        |

<sup>18</sup> 公表資料における指標の例は、発注者としての行動③及び受注者としての行動②に記載のとおり。

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | <p>るために労務費が上昇したこと、自社が所在する都道府県の最低賃金が増加していること等を当該発注者に示した。【窯業・土石製品製造業】</p> <p>他県における同種業務の受託料の相場を踏まえて発注者への要請額を設定し、自ら求めた。当該発注者には、社員教育に力を入れるために必要な値上げであることを説明の中心とした。【警備業】</p> <p>物価上昇を受けて昇給率を例年以上とするために必要であり、担当するエンジニアの技量や仕事量<sup>19</sup>から発注者に説明可能な要請額を設定し、自ら求めた。【情報サービス業】</p> |
| ④ | <p>自社の発注先やその先の取引先における労務費を考慮して要請額を設定</p> <p>外注先から求められた単価の引上げ額と同額を、発注者に対して単価の引上げとして自ら求めた。【運輸に附随するサービス業】</p> <p>自社の労務費の上昇だけでなく、外注先の単価に関する要望を聞いた上で必要な要請額を設定し、自ら求めた。【情報サービス業（同旨、道路貨物運送業。）】</p>                                                                                  |

なお、発注者への要請額の設定に当たり、受注者における今後の賃上げの原資確保のために労務費転嫁を自ら求めていた事例や、インフレ手当を支給したことを評価した発注者が受注者からの要請額以上に単価を上げるなどした事例もみられた。持続的賃上げの実現の観点からは望ましい事例といえる。

（参考）中小企業等協同組合法等に基づく団体協約等を活用した労務費の転嫁に係る価格交渉について

価格交渉の内容について、事業者間の情報交換により合意が形成され、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には不当な取引制限として独占禁止法違反となるので留意が必要である。

他方で、中小企業等協同組合法等に基づく団体協約等<sup>20</sup>を利用すれば、独占禁止法の適用が除外されるため、大企業に対して団体で労務費の転嫁に係る価格交渉を行うことも可能である。独占禁止法が一定の組合の行為に対する適用除外規定を置いている趣旨は、単独では大企業に対抗できない中小事業者によって設立された相互扶助を目的とする組合の事業活動の独立性をある程度確保したまま、一つの事業者として購買事業、販売事業、利用事業、信用事業等の事業活動を行うことを許容するところにある。小規模事業者等にとっては、集団として、大企業である取引事業者に対して取引条件について対等な交渉力を持つことや、大企業である競争者に対等に競争していくことが必要となるという理由で、法律により適用除外が認められているものである。

<sup>19</sup> 特別調査において、特定の費用が増加していることを根拠とすると、逆に他の費用項目でコスト削減を求められる可能性があると考え、担当するエンジニアの技術の向上といった定性的な内容を労務費上昇の根拠として価格交渉をしている受注者がみられた。

<sup>20</sup> [https://www.chuokai.or.jp/images/2023/07/230720\\_dantaikyoyaku.pdf](https://www.chuokai.or.jp/images/2023/07/230720_dantaikyoyaku.pdf)



### 3 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

#### ★発注者・受注者共通の行動①

定期的にコミュニケーションをとること。

多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえると、日頃から、些細な話でも気軽に相談できる関係を築けていなければ、受注者の置かれている環境の変化、例えば優秀な人材の流出の危機などに適時適切な対応が行えず、対応が後手に回るといった弊害が生じることも考えられる。

そこで、発注者としては、毎年3月と9月の価格交渉促進月間を利用したり、これまでにやってきた受注者との定期的な会合を利用して受注者のコストアップの状況を把握するなど、受注者との間で定期的にコミュニケーションをとるスキームを用意し、受注者が置かれている状況を日頃から把握するように努めることが求められる。

受注者としても、日頃から積極的に発注者とコミュニケーションをとり、価格転嫁のことを含めて何でも相談しやすい関係を構築することが求められる。

#### 発注者の行動としての労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

- ・ 受注者との対話の場として、車座での意見交換会、調達方針説明会、事業動向説明会、製品展示会等を実施。

【輸送用機械器具製造業（同旨、食料品製造業。）】

- ・ 全ての受注者を対象とし、3月と9月の年2回、価格転嫁等に関する要望を確認する場を設けている。

【道路貨物運送業】

- ・ 受注者との定期的な会合において、事業計画や調達計画を受注者と共有することに加え、受注者の困りごとを聞いたり、価格協議に積極的に応じる姿勢を紹介したりしているほか、個別の相談も受けている。

【窯業・土石製品製造業（同旨、総合工事業、はん用機械器具製造業、道路貨物運送業。）】

- ・ 受注者から営業に来るのを待たずに、自ら受注者を定期的に訪問し、受注者の状況を聞きに行くようにしている。

【はん用機械器具製造業、情報サービス業】

- ・ 協力会社の従業員と、自社の従業員を同じように接しており、日々の業務において積極的にコミュニケーションを図っている。

【道路貨物運送業】

#### 受注者の行動としての労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

- ・ 発注者の担当者とは常日頃からコミュニケーションをとり良好な関係を築いていたことから、発注者から取引価格の引上げの必要性について打診を受けたこともあった。

【道路貨物運送業】

- ・ 日々の業務を通じて発注者とは既に関係を築けていたことから、価格改定の依頼文書以外に自社の労務費が上昇していることを示す根拠資料は用意しなかったものの、全ての発注者から取引価格の引上げに理解を得られた。

#### 【道路貨物運送業】

- ・ 発注者とは普段からコミュニケーションをとり、人間関係や信頼関係を構築するようにしている。結果的に今回の交渉では全ての発注者から満額回答をもらったが、コミュニケーションの積み重ねから信頼を得ることができた結果だと思う。交渉の妥結時に「来年また来てね」などと今後も労務費が上がることを見据えて声をかけてくれたところもあった。

#### 【警備業】

### ★発注者・受注者共通の行動②

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

価格交渉を行う都度、協議内容を記録し、発注者・受注者双方が確認して残すことは、双方の認識のズレを解消し、トラブルの未然防止に役立つ。また、特別調査において、記録を作成する具体的なメリットとして、発注者・受注者ともに人事異動が発生することから、記録を作成することにより、次回以降の交渉をスムーズに開始できるとの声が寄せられた。

記録を作成することは、労務費等の転嫁を円滑に進めるための手段であって、これを目的化してしまえば本末転倒であることから、記録を作成した上で発注者と受注者の双方で担当者の上司とも共有するなど、記録の効果的な活用方法を併せて検討することが求められる。

### 発注者の行動としての労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

- ・ 受注者との交渉の都度議事録を作成し、受注者と共有している。受注者には、協議内容を担当者限りにするのではなく、その上司に報告するようにお願いしている。

【はん用機械器具製造業（同旨、飲食料品卸売業、不動産賃貸業・管理業。）】

## 第3 今後の対応

- 1 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種<sup>21</sup>や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種<sup>22</sup>を中心に、本指針の周知活動を実施する。

<sup>21</sup> 「データ編」の「4 労務費の転嫁率（転嫁の要請に対して引き上げられた金額の割合のこと）」のワースト10に含まれている業種、「5 労務費率が高い業種の受注者が価格転嫁できていない発注者の上位3業種」に含まれている業種等。

<sup>22</sup> 労務費率が高い6業種のうち、「データ編」の「2 発注者に対するコストの上昇を理由とした取引価格の引上げ」において「要請していない」割合が高い4業種等。



2 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の１２の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を提供できるフォームを設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、公正取引委員会が行う各種調査において活用していく。

## データ編<sup>23</sup>

### 1 労務費率（コストに占める労務費の割合のこと。注1。）

n = 34531

| 業種名(注2)(注3)        | 労務費率  | 業種名(注2)        | 労務費率  |
|--------------------|-------|----------------|-------|
| ビルメンテナンス業及び警備業(注4) | 62.7% | 不動産賃貸業・管理業(注6) | 36.0% |
| 情報サービス業            | 57.9% | 電気機械器具製造業      | 35.3% |
| 技術サービス業            | 56.8% | 生産用機械器具製造業     | 34.9% |
| 映像・音声・文字情報制作業      | 46.3% | 協同組合           | 34.7% |
| 不動産取引業(注5)         | 41.9% | 総合工事業          | 34.6% |
| 道路貨物運送業            | 39.7% | 金属製品製造業        | 34.6% |
| 広告業                | 38.5% | はん用機械器具製造業     | 34.4% |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業  | 38.0% | 印刷・同関連業        | 34.3% |
| 情報通信機械器具製造業        | 36.9% | 放送業            | 34.0% |
| 自動車整備業             | 36.9% | 家具・装備品製造業      | 32.9% |
| 業務用機械器具製造業         | 36.4% | 輸送用機械器具製造業     | 32.5% |

(注1) 労務費率が平均(32.4%)以上の業種を記載している。

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類(平成25年10月改定 総務省)上の中分類による。

(注3) 本指針においては、黄色の網掛けをしている6業種を労務費率が高い業種としている。

(注4) ビルメンテナンス業も警備業も、日本標準産業分類(平成25年10月改定 総務省)上の中分類では「その他の事業サービス業」に含まれる。

(注5) 不動産取引業のうち、小分類の不動産代理業・仲介業を除外している。

(注6) 不動産賃貸業・管理業のうち、小分類の貸家業・貸間業及び駐車場業を除外している。

### 2 発注者に対するコストの上昇を理由とした取引価格の引上げ

n = 23100

| 業種名               | 要請した  | 要請していない | 業種名        | 要請した  | 要請していない |
|-------------------|-------|---------|------------|-------|---------|
| ビルメンテナンス業及び警備業    | 70.9% | 29.1%   | 不動産賃貸業・管理業 | 28.6% | 71.4%   |
| 情報サービス業           | 43.7% | 56.3%   | 電気機械器具製造業  | 85.0% | 15.0%   |
| 技術サービス業           | 39.2% | 60.8%   | 生産用機械器具製造業 | 82.9% | 17.1%   |
| 映像・音声・文字情報制作業     | 38.8% | 61.2%   | 協同組合       | 48.7% | 51.3%   |
| 不動産取引業            | 24.8% | 75.2%   | 総合工事業      | 56.5% | 43.5%   |
| 道路貨物運送業           | 76.5% | 23.5%   | 金属製品製造業    | 88.4% | 11.6%   |
| 広告業               | 48.1% | 51.9%   | はん用機械器具製造業 | 86.2% | 13.8%   |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 80.8% | 19.2%   | 印刷・同関連業    | 89.9% | 10.1%   |
| 情報通信機械器具製造業       | 70.3% | 29.7%   | 放送業        | 16.8% | 83.2%   |
| 自動車整備業            | 58.9% | 41.1%   | 家具・装備品製造業  | 85.4% | 14.6%   |
| 業務用機械器具製造業        | 79.4% | 20.6%   | 輸送用機械器具製造業 | 81.6% | 18.4%   |

<sup>23</sup> データ編に掲載のデータは、特別調査の回答を集計したもの。

### 3 上記2で要請した受注者が発注者に示した理由

n = 13355

| 業種名               | 労務費<br>以外の<br>コストの<br>上昇 | 労務費<br>を含め<br>たコスト<br>の上昇 | 業種名        | 労務費<br>以外の<br>コストの<br>上昇 | 労務費<br>を含め<br>たコスト<br>の上昇 |
|-------------------|--------------------------|---------------------------|------------|--------------------------|---------------------------|
| ビルメンテナンス業及び警備業    | 10.3%                    | 89.7%                     | 不動産賃貸業・管理業 | 50.0%                    | 50.0%                     |
| 情報サービス業           | 21.5%                    | 78.5%                     | 電気機械器具製造業  | 55.1%                    | 44.9%                     |
| 技術サービス業           | 29.3%                    | 70.7%                     | 生産用機械器具製造業 | 60.5%                    | 39.5%                     |
| 映像・音声・文字情報制作業     | 52.8%                    | 47.2%                     | 協同組合       | 62.6%                    | 37.4%                     |
| 不動産取引業            | 54.7%                    | 45.3%                     | 総合工事業      | 37.6%                    | 62.4%                     |
| 道路貨物運送業           | 27.9%                    | 72.1%                     | 金属製品製造業    | 58.9%                    | 41.1%                     |
| 広告業               | 63.5%                    | 36.5%                     | はん用機械器具製造業 | 56.1%                    | 43.9%                     |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 53.4%                    | 46.6%                     | 印刷・同関連業    | 74.1%                    | 25.9%                     |
| 情報通信機械器具製造業       | 57.3%                    | 42.7%                     | 放送業        | 46.9%                    | 53.1%                     |
| 自動車整備業            | 60.6%                    | 39.4%                     | 家具・装備品製造業  | 64.4%                    | 35.6%                     |
| 業務用機械器具製造業        | 61.7%                    | 38.3%                     | 輸送用機械器具製造業 | 56.6%                    | 43.4%                     |

### 4 労務費の転嫁率(転嫁の要請に対して引き上げられた金額の割合のこと)

n = 4707

| ワースト10(注1)    |       | ベスト10(注2)   |       |
|---------------|-------|-------------|-------|
| 業種名           | 割合    | 業種名         | 割合    |
| 自動車整備業        | 41.5% | 放送業         | 60.0% |
| 輸送用機械器具製造業    | 40.9% | 情報通信機械器具製造業 | 52.9% |
| 映像・音声・文字情報制作業 | 36.5% | 技術サービス業     | 47.3% |
| 金属製品製造業       | 36.3% | 業務用機械器具製造業  | 38.8% |
| 印刷・同関連業       | 36.1% | 情報サービス業     | 36.8% |
| 道路貨物運送業       | 35.5% | 不動産賃貸業・管理業  | 35.0% |
| 家具・装備品製造業     | 31.0% | 協同組合        | 33.6% |
| はん用機械器具製造業    | 29.7% | 総合工事業       | 31.7% |
| 業務用機械器具製造業    | 29.4% | 生産用機械器具製造業  | 31.5% |
| 生産用機械器具製造業    | 28.0% | 広告業         | 31.2% |

(注1) 労務費の転嫁率が10%未満の受注者が多い上位10業種のことで、「割合」欄には労務費の転嫁率が10%未満の受注者の割合を記載している。

(注2) 労務費の転嫁率が90%以上の受注者が多い上位10業種のことで、「割合」欄には労務費の転嫁率が90%以上の受注者の割合を記載している。

(注3) ワースト10にもベスト10にも含まれている業種は、労務費の転嫁率が10%未満と労務費の転嫁率が90%以上の受注者が多く、その間の転嫁率の受注者が少ないことを意味する。

**5 労務費率が高い業種の受注者が価格転嫁できていない発注者の上位3業種** n = 4771

| 労務費率が高い業種名     | 価格転嫁できていない発注者の上位3業種の業種名   |                |            |
|----------------|---------------------------|----------------|------------|
| ビルメンテナンス業及び警備業 | その他のサービス業(ビルメンテナンス業、警備業等) | 総合工事業          | 不動産賃貸業・管理業 |
| 情報サービス業        | 情報サービス業                   | インターネット付随サービス業 | 地方公務       |
| 技術サービス業        | 総合工事業                     | 技術サービス業        | 地方公務       |
| 映像・音声・文字情報制作業  | 映像・音声・文字情報制作業             | 広告業            | 情報サービス業    |
| 不動産取引業         | 不動産賃貸業・管理業                | 不動産取引業         | 総合工事業      |
| 道路貨物運送業        | 道路貨物運送業                   | 運輸に付帯するサービス業   | 倉庫業        |

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

○年○月○日

（発注者） 御中

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日  
有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

内訳

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）

| （例）   |    |    |    |                         |
|-------|----|----|----|-------------------------|
|       | 単価 | 数量 | 金額 | （備考）旧単価（円）／<br>単価上昇率（％） |
| 材料・品番 |    |    |    |                         |
| ・・・   |    |    |    |                         |
| 小計    | 円  |    |    |                         |

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

| （例） |    |      |          |    |                  |
|-----|----|------|----------|----|------------------|
|     | 単価 | 総使用量 | 貴社向け売上比率 | 金額 | （備考）単価<br>上昇率（％） |
| 電気代 |    |      |          |    |                  |
| ・・・ |    |      |          |    |                  |
| 小計  | 円  |      |          |    |                  |

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

| （例1）          |                                                                     |                                 |    |
|---------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----|
| 改定前の<br>労務費総額 | 労務費の上昇額<br>※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出 | 貴社向け売上比率                        | 金額 |
| 円             | 円                                                                   | ％                               | 円  |
| （例2）          |                                                                     |                                 |    |
| 現在の労務費単価      | 人数                                                                  | 労務費の上昇率<br>※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率 | 金額 |
| 円／人・日         | 人・日                                                                 | ％                               | 円  |
| 小計            | 円                                                                   |                                 |    |

4 その他

|                   |
|-------------------|
| （例）設備償却費、保管料、輸送費等 |
| 小計 円              |